

平成21年第2回定例会

大多喜町議会会議録

平成21年 6月5日 開会

平成21年 6月5日 閉会

大多喜町議会

平成 2 1 年第 2 回大多喜町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 5 日)

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
町長あいさつ.....	3
諸般の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
報告第 1 号の上程、報告.....	6
報告第 2 号の上程、報告.....	7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	31
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	33
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	39
請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	41
日程の追加及び順序の変更.....	43

発議第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	44
日程の追加及び順序の変更.....	45
発議第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	46
一般質問.....	48
野 中 眞 弓 君.....	48
藤 平 美智子 君.....	61
正 木 武 君.....	67
吉 野 僖 一 君.....	72
閉議及び閉会の宣告.....	79
署名議員.....	81

大多喜町第2回定例会

(第1号)

平成21年第2回大多喜町議会定例会会議録

平成21年6月5日(金)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	正木武君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	総務課長	君塚良信君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	菅野克則君
健康福祉課長 子育て支援室長	花崎喜好君	建設課長 水道室長 環境生活室長	浅野芳丈君
農林課長	岩瀬鋭夫君	特別養護老人ホーム所長	石井政一君
教育課長	渡辺嘉昭君	自動車学校長	中村勇君
会計室長	岩佐秀樹君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 2号 建設改良費繰越計算書について
- 日程第 5 議案第 1号 財産の無償譲渡について
- 日程第 6 議案第 2号 財産の無償譲渡について
- 日程第 7 議案第 3号 財産の無償譲渡について
- 日程第 8 議案第 4号 財産の無償貸付について
- 日程第 9 議案第 5号 財産の処分について
- 日程第 10 議案第 6号 大多喜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 大多喜町クリーン基金設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9号 大多喜町簡易給水施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 11号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 12号 平成 21 年度大多喜町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書
- 日程第 18 請願第 2号 「国における平成 22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第 1 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 2号 国における平成 22 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 日程第 19 一般質問

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成21年第2回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年第2回大多喜町議会定例会が開催をされましたが、議員各位にはご健勝にて全員のご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

日頃は、行政推進に当たり、いろいろなるご支援、ご協力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げる次第であります。

初めに行政報告でございますが、お手元の印刷物のとおりでございますが、その中にあります5月31日、いすみ鉄道株式会社第94回取締役会が行われましたが、その席上、かねてから第2回目の社長公募、とりまとめをしておりましたけれども、123名の応募者の中から1次選考、2次選考を経まして8人の面接を31日、取締役会後の会議で行いました。その席上、新社長内定者として、6月1日、県庁のほうから報告があつて、新聞発表があつて御存じだと思いますけれども、鳥塚亮氏、48歳、外資系の航空会社の部長さんでございまして、正式には6月28日の定期株主総会において正式に社長に就任をするということで、記者会見も予定しております。そういうことをご報告を申し上げておきます。

ただ、本人が現在勤務しております会社の関係によりまして、6月28日までは現在勤務先の社名の公表はできないということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

本日は、財産の処分、無償貸付、無償譲渡の件についてが5件、条例の制定6件、補正予算1件でございます。どうか、十分ご審議の上、ご承認、ご可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

本日は、ご苦労さまです。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。平成21年第3回議会臨時会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち組合議会につきましては、関係議員からご報告をお願いします。

初めに、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会に関し、4番、小高芳一議員をお願いします。

小高さん。

○4番（小高芳一君） それでは、報告をいたします。

第1回の夷隅郡市広域市町村圏事務組合の議会、臨時会が去る5月28日、9時半より勝浦市市役所の5階第1委員会室で開会をされました。出席者は、野村議長、正木議員、そして私の3名でございます。

最初に、議長の任期満了に伴いまして、選挙が行われました。選挙は、指名推選をとりまして、いすみ市の石川光男氏が当選をされました。

次に、議案であります。1件ございました。一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容でございますけれども、平成21年5月に人事院勧告及び千葉県の人件委員会勧告を踏まえまして、一般職の6月に支給します期末手当並びに勤勉手当等に関する特例措置に基づきまして、支給月の調整的な措置を講ずるための条例の改正でありました。賛成多数で可決をされました。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、国保国吉病院組合議会関係について、3番、江澤勝美議員をお願いします。

江澤さん。

○3番（江澤勝美君） それでは、私のほうから報告させていただきます。

去る5月29日、午後3時から、平成21年第3回国保国吉病院組合議会臨時会が招集されました。いすみ医療センター会議室で行われまして、君塚議員、藤平議員、私と3名出席をいたしました。

議題については1件でありまして、やはり、人事院勧告のとおり国保国吉病院組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でありまして、これは、期末手当、勤勉手当の削減でありまして、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する条例

で、期末手当については、「100分の140」とあるのを「100分の125」にする、勤勉手当につきましては、「100分の75」を「100分の70」とする条例改正でありまして、賛成多数で可決、成立をされました。議案は1件のみであります。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅環境衛生組合議会に関し、私からご報告させていただきます。

なお、議長席から大変恐縮でございますが、報告させていただくことをお許し願いたいと思います。

平成21年5月29日、午後4時から、平成21年第1回夷隅環境衛生組合臨時議会が開催されました。内容は、先ほど来、関係議会と内容が同じで、また千葉県人事院勧告による、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特別措置の件でございました。

期末手当を「100分の140」とあるのを「100分の125」、勤勉手当を「100分の75」とあるのを「100分の70」とする件でした。

なお、内容は、出席議員全員の賛成で、原案どおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

次に、町長から、有限会社たけゆらの里の経営状況を説明する書類の提出がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長より指名します。

9番 野口晴男 議員

10番 藤平美智子 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長(野村賢一君) 日程第3、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを報告願います。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、大変恐縮でありますけれども、説明につきましては、先ほどお配りをしました訂正したほうの資料でご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の1ページからになりますけれども、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。平成20年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告します。

内容は、裏のページになります。

平成20年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。これにつきましては、昨年の12月、あるいは3月の議会で繰越の承認はいただいておりますので、ここでは報告のみとさせていただきます。

まず、事業名と繰越額を申し上げたいと思っております。

まず初めに、上から。定額給付金事業でございますが、これは1億8,220万8,000円の繰り越してございまして、今の現状では91.8%、交付が済んでおります。408件のうち、残が33件ということでございます。

次に、子育て応援特別手当で支給事業550万6,000円。これは現在で94%、118人のうち残が、まだ未支給が7というふうになっております。いずれも何らかの方法で該当者と連絡をしながら、できるだけ早い時期に支給してまいりたいというふうに考えております。

次に、水道事業会計繰出金6,696万円でございます。これは、横山の浄水場の改修とか、あるいは黒原の配水の整備でございます。

次に、町道改良事業900万円。消防団通信設備整備事業160万5,000円。防災倉庫整備事業1,400万円、防災行政無線整備事業273万円、学校施設耐震化推進事業、これは老川、西畑、

大多喜小学校の屋内運動場の耐震診断の業務でございます。繰越額は、620万7,000円。その下になりますけれども、これは、学校施設と同じく耐震の事業でございますが、大多喜中学校の屋内運動場の危険改築工事設計業務でございます。1,286万円。

次に、大多喜中学校大規模改造工事、エレベーターの設置工事でございますが、2,864万3,000円。

最後になりますけれども、図書購入費100万円でございますが、これは、寄付金でいただいたものでございまして、3月にいただいたものですから、貸し出しするまでに準備が必要ということで、繰り越しをさせていただくものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（野村賢一君） これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（野村賢一君） 次に、日程第4、報告第2号 建設改良費繰越計算書について、報告願います。

水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 建設改良費繰越計算書について。地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成20年度大多喜町水道事業会計予算において、別紙のとおり建設改良費を繰り越したので、同条第3項の規定により報告します。

4ページをお開きいただきたいと思います。

総務課長からもただいま報告がありましたところを書いてございますけれども、地域活性化・生活対策臨時交付金に伴う工事でございます。

事業名と繰越額、説明等で申し述べさせていただきますけれども、取水施設建設改良事業、翌年度繰越額125万円、これにつきましては伊藤浄水場の取水ポンプの改修でございます。

続きまして、浄水施設改良事業。翌年度繰越額、2,855万円。これにつきましては横山浄水場の濾過施設改修工事、それから面白浄水場の記録計の改修工事でございます。

続きまして、配水施設改修建設事業でございますが、翌年度繰越額3,716万円、工事内容でございますが、弓木加圧所、加圧ポンプ改修工事及び老朽管布設工事でございますが、国道465号の改修関係によるものでございます。地域は、三又及び黒原地先でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これで報告第2号を終わります。

以上で、報告は終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第1号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 財産の無償譲渡について。

次の財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明に入る前に、提案理由をご説明いたします。

今回の、提案の無償譲渡施設につきましては、昭和59年度に、山村振興事業により整備をいたしました。小倉野簡易給水施設でございます。現在は、地元管理での施設運営が定着し、また安定していることから、無償譲渡をお願いするものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

1、譲渡財産。名称といたしまして小倉野簡易給水施設。所在地は、大多喜町筒森字小倉野地区内でございます。

2、譲渡の相手方といたしましては、名称、筒森区。代表者といたしまして、区長、古安弘一様。

3、譲渡の理由といたしまして、施設の有効利用を図るため。

4、譲渡の期日といたしまして、平成21年7月1日でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第6、議案第2号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 財産の無償譲渡について。

次の財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

内容の説明に入る前に、提案理由をご説明申し上げます。

今回、ご提案いたします無償譲渡施設につきましては、平成10年度に辺地対策事業により、整備いたしました筒森区の物見塚飲用水供給施設でありまして、地元の管理での施設運営が定着いたしまして、安定していることから、先に筒森区と協議をいたしまして、譲渡の内諾をいただいているところでございますので、本施設の無償譲渡をお願いするものでございます。

それでは、内容の説明を申し上げます。

- 1、譲渡財産。名称、物見塚飲用水供給施設。所在地、大多喜町筒森字物見塚地区内。
- 2、譲渡の相手方。名称、筒森区。代表者、区長、古安弘一。
- 3、譲渡の理由、施設の有効利用を図るため。
- 4、譲渡の期日、平成21年7月1日。

以上です。

○議長(野村賢一君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第7、議案第3号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

自動車学校長。

○自動車学校長(中村 勇君) 提案理由の説明をいたします。

自動車学校の民営化問題につきましては、経営移譲候補の新事業者内定に至る経緯につきましては、5月27日の全員協議会における説明のとおりですが、来年4月1日、経営権を移譲するまでに、自動車学校における財産等の譲渡、貸付、処理等の方法について、議会の議決を求めるものであり、次の4号、5号とも提案理由は同じであります。

それでは、9ページについて、説明いたします。

議案第3号 財産の無償譲渡について。

次のとおり財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしまして、

1、譲渡財産、別紙のとおり。

2、譲渡の相手方。山形県山形市宮町二丁目11番9号、黒井産業株式会社、代表取締役、高橋渡。

3、譲渡の理由、施設の効率的活用を図るため。

4、譲渡の期日、平成22年4月1日。

この譲渡財産、別紙のとおり、次の10ページ、11ページ、12ページに記載された物品で、机、いす、黒板、ロッカー、耐火キャビネット等、そのほとんどが耐用年数を過ぎたものであり、企業会計移行時から物品台帳に登録されたものですが、現在、実際に使用しているものであり、そのまま引き継ぐものですが、黒井産業のほうで、不用といえれば廃棄手続とします。いずれも古く、現在の価格を表示することは無理であり、総合的に判断して、無償で譲渡すべき物品といたしました。

以上です。

○議長（野村賢一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりを決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第4号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） それでは、13ページについて、説明いたしますけれども、提案理由につきましては、先ほど申し述べた理由と同じですので、省略します。

議案第4号 財産の無償貸付について。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしまして、

1、財産の表示（建物）、以下、種類及び構造、所在地、延べ床面積になっております。

第1行目が新館、これは休憩室、教室、鉄筋コンクリート造り2階建て。所在地としては、紺屋字三ヶ蔵82。延べ床面積313.17平方メートル。

以下、本館（事務所、教室）、鉄筋コンクリート造り2階建て。これは旧館のほうです。地番については、三ヶ蔵82、84。面積については、850.52平方メートル。

車庫（けん引用）、木造、亜鉛葺、平屋。三ヶ蔵の78—1。58.75平方メートル。

車庫、これは、ワゴン車。連絡車等。軽量鉄骨造り、亜鉛葺き、平屋。三ヶ蔵の78—1。64平方メートル。

車庫（普通車）。軽量鉄骨造り、亜鉛葺き、平屋。三ヶ蔵の78—1と80—1。243.21平方メートル。

車庫（マイクロバス用）。軽量鉄骨造り、亜鉛葺き、平屋。三ヶ蔵の78—1と78—2。121.81平方メートル。

14ページにいきます。

駐輪場。ブロック造り。スレート葺き、平屋。三ヶ蔵の83。29平方メートル。

検定小屋。木造、亜鉛葺き、平屋。三ヶ蔵の89—1。6.84平方メートル。

車庫（二輪）。軽量鉄骨造り、亜鉛葺き、平屋。三ヶ蔵の99—1と100—2。179.1平方メートル。

次、財産の表示、これは付属設備です。

水銀灯1基、建物付属設備。

冷房用クーリングタワー1基、以下同じ。

浄化槽及び受水槽1基、同じです。

片開き門1基、同じです。

コース信号機1基、同じです。

自動二輪コース用照明設備 2 基、同じです。

2、貸付期間。平成22年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで。

相手方、山形県山形市宮町二丁目11番 9 号、黒井産業株式会社、代表取締役、高橋渡。

これらの財産は、今、説明したように、建物及び付属設備でありまして、各表示物件につきましては、残存価格もかなりありますけれども、有償にした場合、その管理責任が町側に生じますし、実際のところ、冷房用クーリングタワーや浄化槽及び受水槽等についてはいつ故障してもおかしくない状況であり、だまし、だまし使っているのが現状であります。

選定委員会においてもいろいろな意見も出ましたけれども、十分検討した結果、これら、建物等の形状を変える場合の条件等は、協定の中ではっきりさせる方法を取り、将来的な問題を考慮して、総合的に判断して無償貸付といたしました。

以上です。

○議長（野村賢一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、吉野僖一さん。

○7 番（吉野僖一君） 練習所の給油設備が昔あったのですけれども、今、その辺はどうなっておるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） そのまま現在も使っていますけれども、これは、その町側が指定された給油業者、町で決めた給油業者に、あそこに入れてもらっております。

○7 番（吉野僖一君） そうしますと、所有権は町のほうにあるということですか。

○自動車学校長（中村 勇君） その辺、ちょっと確認不足です。あとで調査して回答いたします。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番、苅込孝次さん。

○5 番（苅込孝次君） いろいろと審議された後、この無償貸し付けというふうになったのでしょうけれども、10年間、無償で貸した後、10年間経過したあと、また、改めて行政手続をして、契約をするのでしょうか。あるいはまたその10年後、使用不可能ということになった場合には、それを取り壊しするわけですか。貸している間中は、公有財産ですから、取り壊しする場合も、また廃棄処分の手続をしなければならないのではないかと思うわけですが、町としたら、今後この建物はもう使う予定もありませんし、持っていていけないわけです。

から、年数がたっているから無償で貸し付けしようという安易な考えではなくて、この現在の経済情勢からして、それなりの額で売却してしまったほうがすっきりするのではないかというふうに思うわけですが。無償で10年間貸し付けておいて、10年間たったあとの措置と同時に、公有財産としてのですね、無償で貸し付けておくのは現代の社会情勢のこの経済情勢からして、いかがなものかと思うわけですが、できれば、今後使う建物ではありませんから、それ相当の額で、そんなにべらぼうな額ではないのですが、参考までに収入が入る程度の売却をしたほうがいいのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） 10年後の措置については、現在の時点では新事業者と、その時点、ないしはその途中で話し合うという条件になっております。今の時点で、10年後どうするということまでは、詰めておりません。

また、今の質問のうち、多少でももらったほうがいいのかというようなご意見だと思うのですが、実際、譲渡してしまった場合に、管理が向こうに移った場合、そこを今度自由に変えられると。例えば、本来の教室等に変えられるような場合もありうるということですね、それと公募する条件の中で、これだけの物品を無償で貸与、譲渡しますよということで、条件を見て応募してきたところもかなりありました。

実際、町側の財産ということで、多少でも金をとればいいのかというのが、皆さん、人情だと思うのですが、実際にあれに価格をつけて提示した場合、どのくらいの応募があったかどうかは、疑問になると。そういうような判断で、今回は、今、説明した物件については、無償ということにいたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりを決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第9、議案第5号 財産の処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

自動車学校長。

○自動車学校長(中村 勇君) それでは、15ページについて、説明をいたします。

提案理由につきましては、先と同一ですので、省略いたします。

議案第5号 財産の処分について。

次のとおり財産を売却することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしまして、

設置場所、大多喜町紺屋81番地1。大多喜町自動車学校。

財産の種類等、別紙のとおり。

3、売渡価格。1,012万5,000円。

4、契約の相手方、山形県山形市宮町二丁目11番9号、黒井産業株式会社、代表取締役、高橋渡。

これは、財産の種類については、別紙16ページ、17ページに記載のとおりでありますけれども、主なものとしては、現在使用している教習用車両等が中心となります。主な内訳といたしましては、教習、講習車両の普通車18台、連絡車両1台、牽引車1台、大型特殊車1台、二輪車15台、原付講習車6台、送迎車両マイクロ等5台、そのほかに学科教習や各種講習等で使用している機器や物品に対する処分、すなわち、有償で譲渡するものであり、譲渡価格につきましては、未償却残高または残存価格を基準とした額、で、総額1,012万5,000円、100円未満切り捨てであります。

以上です。

○議長(野村賢一君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりを決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第6号 大多喜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 大多喜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

内容の説明に入る前に、提案の理由をご説明いたしたいと思います。この提案につきましては、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化と効率化を図る目的で、従来、書面により行うこととしております各種の行政手続を、インターネットを通じたオンラインにより電子的に行うことができるよう、必要な措置を講じるため、条例を制定するものでございます。

既に千葉県では、県を含めた26団体で、条例を定めて運用をしておりますが、最終的には、電子申請は、39団体が共同で運用する予定となっております。大多喜町では、この条例によりまして、住民票の写し交付申請、あるいは印鑑登録証明書の交付申請、町税等の証明書交

付申請、またがん検診、あるいは集落センターや味の研修館などの施設の利用の申請、また犬の畜犬登録の関係の申請をオンライン化する予定をしております。

次に、条文でございますが、大変長くなると思いますけれども、しばらくお時間をいただきたいと思います。

19ページの真ん中辺からになりますけれども、大多喜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例。

まず、目的でございますが、第1条、この条例は、町の機関に係る申請、届出、その他手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

次は、2条になりますけれども、定義でございます。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ該当各号に定めるところによる。(1)といたしまして、法令。法律及び法律に基づく命令をいう。

(2)といたしまして、条例等。条例、規則等並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55号第1項の規定により、町が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例及び規則をいう。

(3)規則等。町長その他執行機関の規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。)及び議会の規程をいう。

(4)町の機関。町長その他執行機関、町の議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により、独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(5)書面等。書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等、人の知覚によって、認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(6)署名等。署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(7)磁氣的記録。電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(8)申請等。申請届出その他の法令(条例等に特別の定めのある場合に限る。以下同じ。)又は条例等の規定に基づき、町の機関に対し行われる通知をいう。

(9) 処分通知等。処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき、町の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(10) 縦覧。法令又は条例等の規定に基づき、町の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧または閲覧に供することをいう。

(11) 作成等。法令又は条例等の規定に基づき、町の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(12) 手続等。申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

電子情報処理組織による申請等。

第3条でございますが、町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により、書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めることにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

次のページになりますけれども、2、前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用とする。

3、第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該町の機関に到達したものとみなす。

4、第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により、署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、規則等で定めるものをもって、当該署名等に代えさせることができる。

電子情報処理組織による処分通知等。

第4条、町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により、書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めることにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2、前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行

うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に関する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3、第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4、第1項の場合において、町の機関は当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

次のページになりますけれども、磁氣的記録による縦覧等。

5条、町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により、書面等により行うこととしているものの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて、当該書面等に係る磁氣的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2、前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

電磁的記録による作成等。

第6条、町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により、書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めることにより、書面等の作成等に代えて、当該書面等に係わる磁氣的記録の作成等を行うことができる。

2、前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3、第1項の場合において、町の機関は当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

手続等に係る情報システムの整備等。

第7条。町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な事項を講ずるよう努めなければならない。

2、町は、前項の措置を講ずるに当たって、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3、町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表。

8条。町長は、少なくとも毎年度1回、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は、行うことができる申請等及び処分通知等、その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

委任。

9条。この条例の施行に関し必要な事項は規則等で定める。

附則、施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行する。（大多喜町行政手続条例の一部改正）

2、大多喜町行政手続条例（平成11年大多喜町条例第8号）の一部を次のように改める。これは、行政手続条例のほうを移管しましても電子申請ができる、行えるように項目を付け加えるものでございます。

大多喜町行政手続条例、（平成11年大多喜町条例第8号）の一部を次のように改正する。第8条第1項ただし書き中、「添付書類」の次に、「その他の申請の内容」これは、電子申請のことになると思いますけれども、を加える。第33条第3項第2項中、「含む。」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） はっきり言って、あまりよくわかりかねるのですけれども、今、大多喜町の人口、高齢化率は30%を超えていて、65歳以上の方が3割以上だという中で、こうい

うことが行われるわけですが、従来どおりの手続、それも続行するわけですね。そのことによって、情報通信機器申請を使うことをなにげに強要されるというようなことは、ないのでしょねという確認が1点。

それから、本当に安全性について、十分考慮されるのか、確保されるのかという疑問が1点。

住民票とか、印鑑証明とか、お金のかかるものなのですからけれども、そういう手数料はどうなるのだろうかというのが1点。

以上3点、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず、現状の手続を続けられるかどうかということでございますけれども、これは、野中議員から先ほどありましたように、高齢化も進んでおりますので、従来のいわゆる手で書いて申請する方式も、これ当然併用してできることとなります。

安全性ということでありましてけれども、とりあえずは、この関係はですね、ちょっとわかりにくいところもあろうかと思っておりますけれども、とりあえず先ほど申し上げた申請のみということになります。例えば、住民票の交付の写しの申請がネットを通じてできると。当然、役場のほうに来てでもできますけれども、どちらにしてもそれを交付しますので、それを、とりに来ていただかないといけないこととなりますので、そういう面では、安全性の問題についても、とりあえずのところはですね、安全性の問題についても的確に確保していきたいというふうに考えております。

あと、印鑑とか、住民票とか、お金の関係になりますと、担当課のほうで。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） 料金の徴収でございますけれども、税務課への申請でございますけれども、証明書発行申請、これが主体となるわけでございますけれども、住民からの申請に対しまして、証明書を交付すること、証明書発行手数料を徴収することの2点が電子的に処理ができません。社会情勢の情報技術が対応可能となるまで、電子申請でできることは、一連の事務手続のうち、町民がインターネット等の電子的な方法で申請書を提出する部分のみとなります。

それと、当然、個人本人の申請だということが確認の必要となってくるものがございます。これにつきましては、公的個人認証発行機により発行されましたカードの中に、本人確認の証明書が入っておりますので、本人確認が必要な場合は、申請の際に添付を求めるものでござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番、苅込孝次さん。

○5番（苅込孝次君） 先ほど、野中議員の言う安全についてですね、ちょっとお聞きしたいのですが、この条例そのものは、国や県で示された基本を骨子にしてあるのだと思いますが、町独自でこれを変えたところなどはあるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） この条例を県下で共同で入っているところにつきましては一応、同じ条文でという考え方でおりますけれども、特に町の場合、これで支障がありませんので、この内容となっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） そうすると、申請をしても交付してもらうときには、来なければいけないので、いろいろな諸証明については、従来とたいして変わらないと。ただ、例えば施設利用だとか、登録って何の登録かちょっとわからないんですけれども、住民が町のほうに届け出でただけで済むものについては、足を運ばなくてもいいので、その辺は便利になりますよってことなののでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 確かに、このまま申請はいろいろな考え方があるかと思いますがけれども、ただ、今、施設の申し込み等についてはですね、パソコンからやって許可できるわけです。それは、だから足を運ばなくてできますけれども、住民票の申請等につきましては、申請を受けて発行するわけですから、それをとりに来ていただかなければならないという形になりますから、まだ、この方式が初歩的なところありますから、今後改善できることがあれば、一歩ずつ進んでいくという形になると思います。

だから、特に大きな効果というのは、足を運ばないでできるのは施設の申請とか、そういうものについては、よくなることになります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第7号 大多喜町クリーン基金設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 大多喜町クリーン基金設置条例を廃止する条例の制定について。内容の説明に入る前に、提案理由を申し上げたいと思います。

この基金につきましては、平成5年度にふるさと創生基金を取り崩した1億円を資源といたしまして、大多喜町の公共施設、あるいは名勝や名所の跡地などの周辺整備に関しまして、かかる経費のために、そういうものに充てるために創設した基金であります。

当初は、その運用益は環境整備等を実施してきましたけれども、年々財政状況が厳しくなる中で、基金を取り崩して、その財源としてきたところでございます。

主な財源といたしましては、町内公衆便所の整備、維持管理、大多喜町多目的広場暗渠排水工事、環境センターの施設改修、街並み整備事業等に充ててきたわけでありまして、その結果を平成20年度末をもちまして、基金の残額がゼロとなりましたので、平成21年度以

降、基金の積み立てが非常に困難なことから、本議案を提出するものでございます。

25ページの真ん中辺からになりますけれども、大多喜町クリーン基金設置条例を廃止する条例。大多喜町クリーン基金設置条例（平成5年条例第4号）は廃止する。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますけれども、ここで10分間休憩します。

（午前11時03分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時14分）

○議長（野村賢一君） 自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） 先ほど、議案4号の説明の際、吉野議員から質問があった給油スタンドの関係について、調査結果を説明いたします。

結論からいいますと、給油設備や土地と一体の構造物と捉えまして、土地を含めた有償貸

付、そういうことでこれから契約を進めていく予定になっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番、吉野僖一さん。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第8号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 議案第8号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の本文に入る前に、提案理由のご説明をいたします。

本条例の一部改正については、重度心身障害者の医療費助成の受給権者の資格について、平成19年8月より障害者自立支援法施行令に基づき、医療費助成対象者の所得制限が設けられ、それに伴い、本町においても平成19年6月定例議会にて、条例改正を行いました。その所得制限を超える者のうち高額治療継続者、例えば人工透析や免疫不全の治療者について、経過措置にて除かれましたが、この経過措置が引き続き延長されたことに伴い、本町においても、この者を助成対象として加える条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成18年政令第10号」の次に、「。以下、「施行令」という。」を加え、「の規定」を「に規定する基準」に改める。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則の次に1項を加える。

経過的特例期間における受給権者の資格の特例。

2、施行令附則第12条に規定する経過的特例期間中における第3条の規定の適用については、同条第1項中、第29条に規定する基準に該当する者」とあるのは、「第29条又は施行令附則第12条に規定する基準に該当する者」とする。この条文につきましては、字句の挿入や

経過措置の特例期間を施行令の附則にて平成24年3月31日までとするものでございます。

附則として、この条例は、平成21年7月1日から施行する。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、小倉明德さん。

○2番（小倉明德君） 重度心身障害者のこの条例に該当する現在の人数を教えてくださいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 現在の重度心身障害者の該当者でございますが、246名います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 関連なんですけれども、今度のこの経過措置の延長にかかっていくのは、何人でしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） この所得オーバーにかかわる今まで入っていなかった人、今回、条例改正により入る人は1名でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） そうすると、今度、この条例でもって重度心身障害者の高額医療の、除かれている人はなくなった、全員が恩恵を受けられるということになるということなのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） そのとおりでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第13、議案第9号 大多喜町簡易給水施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 大多喜町簡易給水施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

内容の説明に入る前に、提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号で、物見塚飲用水供給施設の財産の無償譲渡について、ご審議をいただき、先ほどご承認をいただいたところでございますが、簡易給水施設について、無償譲渡を筒森区に行うことから、本条例を廃止しようとするものであります。

それでは、本文の説明をいたします。

大多喜町簡易給水施設等の設置及び管理に関する条例(昭和59年条例第29号)は廃止する。附則、この条例は、平成21年7月1日から施行する。

以上です。

○議長(野村賢一君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第14、議案第10号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） 31ページをお開きください。

議案第10号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

まず、提案理由でございますが、本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）等が平成21年3月31日に公布されましたことに伴う改正に加えまして、国民健康保険税の税率を可能な限り引き下げ、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、2割軽減の判定基準の見直し、介護納付分の課税限度額の引き上げ、株式等にかかる配当所得、譲渡損失及び繰越損失を総所得へ加える改正、医療分の所得割税率、資産割税率、世帯割額、均等割額及び後期高齢者支援金分の所得割税率、資産割税率を改めるものです。

このほか、法改正等による根拠条項の移動について、条文の整備をするものでございます。次に、改正内容についてご説明をさせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条は、課税額の規定で、第4項は、介護納付金課税額の規定ですが、地方税法等の一部改正により、この限度額を1万円引き上げて10万円に改めるものです。

第3条は、国民健康保険の被保険者にかかる所得割額の規定で、第1項は、基礎課税額の所得割額の税率を0.2%引き下げて100分の5.1に改めるものです。

第4条は、国民健康保険の被保険者にかかる資産割額の規定で、基礎課税額の試算割額の税率を8%引き下げて、100分の14に改めるものです。

第5条は、国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額の規定で、基礎課税額の被保険者均等割額を1,000円引き下げて、1万9,000円に改めるものです。

第5条の2は、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額の規定で、第1号は、基礎課税額の特定世帯以外の世帯の世帯別平等割額を規定しておりますが、2,000円引き下げて、2万円に改めるものです。

第2号は、基礎課税額の特定世帯の世帯別平等割額の規定ですが、特定世帯以外の世帯の世帯別平等割額にかかる税額の2分の1としていることにより、1,000円引き下げて1万円に改めるものです。

第6条は、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定で、所得割額の税率を0.1%引き下げて、100分の2.0に改めるものです。

第7条は、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の試算割額の規定で、試算割額の税率を2%引き下げて、100分の10に改めるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定ですが、第2条の改正と同様に介護納付分の減額後の課税限度額を1万円引き上げ、10万円とするものです。

第1号につきましては、7割軽減の軽減額規定で、アにつきましては、被保険者にかかる被保険者均等割額を被保険者1人につき700円引き下げて1万3,300円に、イにつきましては、被保険者にかかる世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯について1,400円引き下げて、1万4,000円とし、被保険者にかかる世帯別平等割額の特定世帯について、700円引き下げて7,000円とするものです。

第2号につきましては、5割軽減の軽減額の規定で、アにつきましては、被保険者にかかる被保険者均等割額を被保険者1人につき、500円引き下げて9,500円に、イにつきましては、被保険者にかかる世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯について、1,000円引き下げて1万とし、被保険者にかかる世帯別平等割額の特定世帯について、500円引き下げて5,000円とす

るものです。

第3号につきましては、2割軽減の軽減額の規定で、アにつきましては、被保険者にかかる被保険者均等割額を被保険者1人につき200円引き下げて3,800円に、イにつきましては、被保険者にかかる世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯について400円引き下げて4,000円とし、被保険者にかかる世帯別平等割額の特定世帯について、200円引き下げて2,000円とするものです。

以上、申し上げましたが、今回の税率改正で、今年度の税収見込み額は2億8,446万6,000円となり、前年度よりも3,116万8,000円の減額となります。

加入者1人あたりの税負担は、単純平均で、平成20年度9万1,995円に対しまして、8万2,775円となり、金額で約9,221円、率にいたしまして、約10%の減税となります。

また、1世帯当たりで見ますと、平成20年度、約17万1,493円に対しまして、平成21年度は15万4,164円となり、金額で約1万7,328円、率にいたしまして、約10%の減税となります。

国民健康保険税の賦課割合、つまり、保険者の賦課する保険税総額の中で応能割であります所得割総額、3割総額、応益割であります均等割総額、世帯平等割総額がそれぞれ占める割合が、標準割合として50対50が基本とされていますが、所得の少ない層に配慮いたしまして、51対49程度といたしました。

また、担税力の乏しい負担額の税率をできる限り低く設定いたしまして、税率を算定いたしてございます。

次に、31ページ、下から1行目です。

第23条第2項を削る。第23条第2項につきましては、町長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化、その他の事情により、前項第3号の規定による減額が適当でないとする場合には、当該減額を行わないものとするの条文ですが、この条文を削除するものです。

次に、32ページをお願いします。1行目から次の33ページ、上から2行目までは、附則の改正になります。

附則につきましては、上場株式等にかかる所得計算の特例といたしまして、附則第3項及び附則第7項の規定を加えることにより、各条項の整備をするものです。

条項は、前後いたしますけれども、32ページ、下から12行目の附則第3項は、上場株式等にかかる配当所得にかかる国民健康保険税の課税の特例で、国民健康保険税所得割の算出の基礎となる総所得金額に上場株式等にかかる配当所得を加算するものです。

次に、32ページ、上から10行目になりますけれども、附則第7項は、上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除にかかる国民健康保険税の課税の特例で、国民健康保険税所得割の算出の基礎となる総所得金額に上場株式等にかかる譲渡損失及び繰越損失のマイナス分を含めるものでございます。

次に、33ページ、上から3行目の附則としての施行期日でございますが、第1条として、この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号に掲げる改正規定につきましては、平成22年1月1日、第2号に掲げる改正規定につきましては、平成22年4月1日、第3号に掲げる改正規定につきましては、平成23年1月1日、次の第2条は、適用区分の指定でございます。

以上で、提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりを決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第15、議案第11号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

本条例の一部改正につきましては、昨年5月介護サービス事業者の不正事案の再発防止、介護事業運営の適正化を図る対策などが創設されたことにより、介護保険法及び老人福祉法の大幅な一部改正が行われ、本年、5月より法律が施行されたことにより、本町の介護保険条例は、介護保険法の条項を引用していることから、本文の条項の一部改正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部改正する条例。

大多喜町介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中、「第115条の39第1項」を「第115条の45第1項」に改める。これが介護保険法の条項が繰り下がったことによる改正でございます。

附則として施行期日、この条例は公布の日から施行する。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第16、議案第12号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、37ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）。

平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,374万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

40ページをお開きいただきたいと思います。

まず、今回の補正でございますが、新年度が始まりまして、間もないこともありまして、当面、必要なもののみとさせていただきます。いすみ鉄道に関係するもの、妊婦の健康診査の開始増、基幹集落センターの冷暖房工事、老川小学校工事の排煙設備の工事改修でございます。

2の歳入でございますが、款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、補正額162万6,000円、これは歳出にも予算計上したとおりでございますが、妊婦健康診査に伴う14回分のうち9回分が県の補助金の対象となったものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金391万3,000円でございますが、今回の補正に要する一般財源分の予算計上であります。

款20諸収入、項3雑入、目2雑入、補正額290万1,000円でございます。いすみ鉄道沿線活性化協議会からの納付金ではありますが、内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

歳出でございますが、3歳出。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、補正額406万2,000円でございます。節13の委託料につきましては、臨時バス業務委託を179万円ござい

ますが、減額をいたしまして、節19負担金、補助及び交付金に組み替えをいたしました。これは、いすみ鉄道沿線活性化協議会の事務事業となりますが、地域交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を処理するため、鉄道活性化協議会を設置し、事務事業を実施した場合、国からの補助金が2分の1になりますので、そちらのほうに組み替えたものでございます。

本町では、昨年から国土交通省、あるいは大学の教授、千葉県、交通事業者各種の団体長、いすみ鉄道沿線活性化協議会を組織しております。21年度は、この協議会が主体となりまして、国の補助金を受けまして、活性化に対する事業を実施することになりましたので、この補助金として、いすみ鉄道沿線活性化協議会へ580万2,000円の予算計上をいたしました。実際は、この補助金は2分の1の290万1,000円でございますが、これは国からの補助金が交付されるのが、年度末となりますので、年度内に仕事ができなくなりますので、国からの補助金分を町が一時立て替えするもので、国の補助金が、この協議会へ交付された時点で、一般会計に納付をしていただくことになっております。いすみ市におきましても同様の措置をとることになっております。このほか、いすみ鉄道沿線活性化協議会への負担金5万円。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費286万2,000円で、これは妊婦健診14回分の経費であり、このうち医療機関分が55件、委託医療機関以外につきましては、扶助費5件分となっております。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、補正額29万3,000円。これは、基幹集落センターの老川出張所でございますが、冷暖房が15年を経過して、修繕してもできなくなりましたので、購入するものでございます。

款6商工費、項1商工費、補正額30万円でございますが、お祭り用のポスターの印刷予定でございますが、これもいすみ鉄道沿線活性化協議会の補助に組み替えて実施をするのでございます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

款9教育費、項2小学校費、補正額152万3,000円でございます。これは、老川小学校校舎等の排煙設備の修繕費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 41ページの企画費のところですけども、臨時バス業務委託料179万円の減額になっていますが、当初予算は、220万だったと思うんです。で、今の説明ですと、この臨時バス業務委託料が活性化協議会のほうの事業になるのだというような説明で受けたのですが、残りは、220万との差額は、どうなっているのでしょうか。というのが1点。

2点目は、いすみ鉄道沿線活性化協議会、私は、初めてこれを聞くのが、私のサボタージュなのかも知れませんが、突然出てきたものに対して、580万ものお金を、先ほど、いろいろ国からの補助金とかという説明がありましたけれども、どういう具体的に仕事をするのかとか、そういうもの。それから、いすみ市でもと言いましたけれども、ほかの自治体での、これへのかかわり合い方、負担金、補助金の出し方などを説明願いたいと思います。

それと、いすみ鉄道活性化の一環として、臨時バスとか、この前、城見ヶ丘の駅から大多喜のこっちのほうへ、タクシーか何かで対応したと思うんですけども、それがその地域の交通何とかという国の事業だったと思いますけれども、私たち住民としては、観光客云々とか、いすみ鉄道云々ではなくて、やはり住民は、大多喜町の中での足を何とかしてくれと、そちらのほうは、私は、先決ではないかと思うんですね。で、最近の大多喜町のこの足のことを言うと、必ずなんていうか、いすみ鉄道のほうにはふんだんにお金を出す気が、なにかするけれども、住民の日々の生活を支えるものに関しては、大変にしぶっている。こういう印象を受けるのですけれども、そこの辺は、住民の生活を支えることが、まず第一だと思うんですね。そこの基本的な考えについて、どう思っているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、野中議員さんの1点目のご質問でございますが、臨時バスの業務委託料、これが当初予算では220万ぐらいだったと思いますけれども、ありまして、実はこのバスというのは、220万の内訳というか、走っているコースは上総中野駅から栗又の滝、あそこの区間のことを指しまして、実際は、かなりのもっと負担というか、経費がかかっております。ただし、大多喜町が負担しているのが220万ということで、1年間、休日と祭日、あるいは観光シーズンの間走っておりますが、その大多喜町負担というのが、220万ということでございます。

町とすれば、非常にいい事業があるということで、この際、3年間事業ができるということでありまして、そういった負担している部分を何とか国の事業で補えないかということが1点ございます。

もう一つはですね、そんなことをやっていたら、いつまでたってもいわゆる黒字にはならないのではないかということでございまして、それなら小湊鉄道と相談をいたしまして、多分、麻綿原の所まで延伸すると、結構お客も利用されるのではないかとということでありまして、実は、栗又の滝からさらに会所のですね、かつて今森林管理事務所になっていますが、営林所が木を搬出というか、貯めたところがございまして、貯木所といわれますが、そこまでバスを延伸することで、麻綿原までお客を入れたらどうかということで、今回、地域交通活性化事業、総合事業というものに、この際、事業として採択してもらおうということでやったのがこの事業でございます。

金額的な差額につきましては、たまたま事業の採択が2か月ほど遅れましたので、当然、その間、上総中野から栗又までの、もう既にバスが走っていますので、負担が生じておりますので、その間のものは、事業として採択できなかったということで、その後の6月以降のですね、額を計上させていただいたところでございます。

それと、580万もの、580万2,000円ということで、今回、協議会補助金を組ませていただきました。これは、今、言いましたように、中野から会所までの会所は、あじさいのシーズンだけですけれども、その間、中野から栗又までのものの経費と、それと城見ヶ丘にですね、もう今年の8月から駅、城見ヶ丘駅は運用しておりますが、その駅に駐輪場はないということで、議員さんからもご指摘をいただいておりますが、私のほうとしても財源が非常に不足しているということで、何とかいい事業がないかなということで、探しております、この事業で、採択をいただけるということで、それが250万ほどとりあえず上げさせていただいております。

それと、通常、紅葉シーズンになりますと、町で紅葉まつりのポスターを毎年印刷しておりますが、そういったものもですね、鉄道関連でやれば、補助金がいただけるということでございまして、これにつきましては、実行委員会予算でございませぬので、その分について、30万ほど採択を受けました。

あと、鉄道を降りてから、どうも大多喜の場合、施設間、なかなか誘導看板が少ないと。町としては大分つくってあるんですが、それでもお客さんからご指摘がございまして、鉄道を降りて、施設を安心してですね、歩けるような誘導看板の作成を、85万ほど考えております。あわせてそれが580万2,000円という額になります。

なお、大多喜以外のほかのいすみ市はどういうことをやるかと申しますと、先ほど、野中議員が言われましたように、昨年、城見ヶ丘から大多喜駅間、あるいは大多喜から大多喜城、

この間を乗合タクシーというものを1か月間ほど運転をしてみました。

その結果も出ているんですが、なかなか皆さん方に知れ渡らなかったということで、期待していたほどの利用はされなかったのですが、いずれにしましても、そういうものがないとですね、なかなか鉄道も利用されない。また、そういった乗合タクシーによって、地域の活性化が図れないということで、調査事業をやったわけでございます。

で、そこでいすみ市におきましては、実は、国吉駅から行元寺、あの辺りをですね、昨年、調査やったんですが、非常に好評でありまして、極端に言えば、マイクロバスを出したのですが、乗り切れないほどの人があったということで、ことしも、行元寺の波の伊八、そういったものを見る見学のルートにバスを使いたいということで、申請が出ております。

額については、50万と言われておりますが、それ以外にいすみ市さんにおきましては、大原駅にですね、駅舎というんですか、駅舎はあるんですが、観光案内所がないということで、駅前ですね、空き店舗というんですかね、そういったものを使わせてもらって、そこに観光案内所を設けたいということで、費用とすれば100万ほどの費用が計上されているということでございます。

あとは、これ以外にですね、いすみ鉄道自体でやる事業もでございます。昨年、イルミネーショントレインだとか、そういったものを調査事業で採択していただきましたが、ことしも多分、そういったものをやりたいということで、考えているようでございます。

また、この後、蛍もまもなく、この7日からですね、ことしは15日間ということで、21日まで蛍ウォッチングトレイン、それも対象にされているということでございます。

そういったことで、いすみ市、いすみ鉄道、また大多喜町ということで、三者でいろいろな事業を展開しまして、いすみ鉄道もさることながら、バスを含めて地域交通の活性化を図ろうということで考えています。

それと、最後になりますが、野中議員さんのほうから町民の足ということで、いすみ鉄道には、かなりウェートを置いた予算計上をされているということでございますが、私のほうとすれば、今、公共鉄道と最大の鉄道とすればいすみ鉄道でございますので、それを何とか上下分離方式になっておりますが、継続運行できるような取り組み、そういったものを最大限やっていこうということで、考えております。

なお、今後の町内のバス運行、いろいろな所で、今、ルートをつくって、バス運行をそれぞれやっておりますが、ご承知のとおり、バスそのものに乗っていただける方も非常に少なくなっておりまして、なかなかこれをですね、利益が上がるような状態にもっていくことは、

非常に難しいわけでございます。

そこで、先ほど、会所の例が出ましたけれども、いわゆる観光と抱き合わせたですね、今あるルートをもう一度再検討いたしまして、観光と地元の足ということで、両立できるような方法の調査をですね、商工観光課としても今後進めていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

8番、志関武良夫さん。

○8番（志関武良夫君） このいすみ鉄道の今、野中議員が言いましたことに関連しますけれども、補助金を出すにおいてですね、今のいすみ鉄道は、広域の鉄道だと思うんですね。大多喜町の鉄道ではない。その点についてですね、いすみ鉄道の広域の中でですね、補助金の割合とか、そういうものを協議した中で、決定していつているのかどうかということですね。その点について、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 当然、先ほど総務課長のほうから冒頭説明をいたしました。この協議会につきましては、当然、大多喜町だけでやっているわけではございません。いすみ市も入りますし、それぞれいすみ鉄道、それと小湊鉄道、あるいは地元の観光協会、商工会、そういった所が入りましてですね、当然、負担ができる団体がですね、この事業をやろうということでやっております。

当然、必要ですからそういうことをやろうということでやっておりますので、協議につきましては、そういう場を設けましてですね、やっておるということでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 8番、志関武良夫さん。

○8番（志関武良夫君） はい、わかりました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いし、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時58分)

○議長(野村賢一君) 会議を再開します。

(午後 1時00分)

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第17、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書を議題とします。

請願内容については、紹介議員の説明を求めます。

4番、小高芳一議員。

○4番(小高芳一君) それでは、説明申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ということで、昨年度も請願が出まして、当議会で採択をしておりますけれども、今回も同じ内容であります。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会ということで、多くの会の団体で成立をしております。代表の方は、關英昭様ということでございます。

それでは、請願理由につきまして、朗読をさせていただきたいと思っております。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかしながら、政府は、教育の質的論議を抜きに国の財政状況が理由として、これまでに義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきました。

また、2005年11月、三位一体改革の論議の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減しました。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性があります。

現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民に等しく義務教育を保障する観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は、必要不可欠です。この制度が廃止され、全額都道府県に税源移譲がされた場合、ほとんどの自治体では財源が確保できずに、40人学級など現在の教育条件の維持が危惧されます。

このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。

また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について、ご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出をしていただきたくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願については、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第18、請願第2号 「国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

4番、小高芳一議員。

○4番(小高芳一君) 続いて、もう1点請願が出ておりますので、ご説明を申し上げます。

国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書についての請願であります。

団体名は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会ということで、会長は關英昭様でございます。

請願理由ではありますが、読み上げたいと思います。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備をいっそう進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に来年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考

えます。

1、子供たちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

2、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4、現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

5、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備を充実すること。

7、子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

など以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき議決の上、政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出していただきたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願については、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

(午後 1時10分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時16分)

◎日程の追加及び順序の変更

○議長(野村賢一君) お諮りします。

4番、小高芳一議員から義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書についての議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第1としての日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員より議案を配付します。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1、追加議案を議題とします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） それでは、発議第1号、ご説明申し上げます。

提出者は、小高芳一、私でございます。

賛成者は、野中眞弓議員、江澤勝美議員、吉野僖一議員、藤平美智子議員、以上であります。

2枚目をめくっていただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。

さらに、三位一体改革の議論の中で、2005年11月には、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するするというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について、十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると厳しい地方財政をますます圧迫するばかりでなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月5日、千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（野村賢一君） お諮りします。

4番、小高芳一議員から、国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員より議案を配付します。

（議案配付）

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2、追加議案を議題とします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第2、発議第2号 国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） それでは、発議第2号について、ご説明申し上げます。

提出者は、小高芳一、私でございます。

賛成者は、野中眞弓議員、江澤勝美議員、吉野僖一議員、藤平美智子議員でございます。

2枚目をめくっていただきたいと思います。

朗読をし、説明に代えさせていただきたいと思います。

国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校を初め、いわゆる学級崩壊、さらには少年により凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により、授業料の滞納等、さまざまな深刻な問題を抱えている。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においてもゆとりの中で子供たち一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための、さまざまな教育施設の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の拡充をお願いする。

1、子供たちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

2、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編成基準数を改善すること。
3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助にかかわる予算を拡充すること。

4、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

5、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

6、子供の安全と充実した学習環境を保障するために基準財政需要額を見直し、地方交付税を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政も非常に厳しい状況下にあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月5日、千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あて。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程19、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 1番、野中眞弓議員。

○1番（野中眞弓君） 一般質問をさせていただきます。

今、住民が置かれている状況というのは、昨年度後期に起きた世界同時経済危機が特に働き盛りの世代を直撃し、貧困と格差は一層度を増しております。昨年度創設された後期高齢者医療制度の支援制度により、住民の医療保険料の大幅引き上げなどもあり、経済格差は、ますます大きくなっております。一番国民に密接にかかわっている町政が、住民の生活を支える、こういうふうになっていただくために、一般質問を行います。

まず、1点目ですが、医療の充実を目指して4つにわたって伺いたいと思います。

1つ目は、子供の医療費の無料化に関して。私はこの問題については、継続して要望してきました。今、本町では、県水準よりも上乘せしてありますが、改めて中学3年生までの通院費、入院費とも無料にする考えはないか伺いたいと思います。

2点目ですが、国民健康保険の中で、資格者証が交付されている世帯の子供たちに対して、中学3年生までは、国の施策で保険証がこの4月から発行されることになりました。しかし、高校生までは標準仕様、教育の標準仕様なわけですから、高校生まで町独自に保険証を交付する考えがないか、伺います。

3点目です。医療難民もふえています。生活困窮者、あるいは保険証を持っていない人、ホームレス、あるいは家庭内暴力で夫から避難をしている人たち、あるいは外国籍の人たちでも無料、または低額な料金で病院にかかれる無料低額診療事業という制度があります。これは、町の事業ではなくて、医療機関が行う事業なのです。近隣の病院に依頼して、誰もが医療を受ける機会を制限されることのない地域づくりを大多喜町が積極的に取り入れる考えがないのか、伺いたいと思います。

4点目の問題は、インフルエンザ対策についてです。今回のメキシコ発新型インフルエンザは、幸いにして弱毒性であり、今までと同程度の症状で済んでいます。今、懸念されていることは、第2波、これらに変質をした第2波以降の問題、あるいは新たに鳥インフルエ

ンザ変性による強毒性の強いものがあります。自治体の、一自治体の対処でやり過ごせるものではありませんけれども、実際、毒性の強いものが発生した場合など、対応するのは、役場です。とすれば、町として、対策が必要ではないでしょうか。どこまで対策が進んでいるのか、伺います。

以上4点について、ご答弁願います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、野中議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

医療の充実ということで4つに分けてありますので、一つずつ答弁をしていきたいと思えます。

初めに、中学3年生までの医療費を無料にする考えはないかということでございますが、子育て支援に対します子供の医療費の助成は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心をして子育てのできる環境を整備するため、重要な施策の1つとして位置づけており、これまで、先進的に制度の拡充をまいりました。

本年4月1日現在、県内の自治体の状況でございますが、56団体全てが就学前の幼児に対しては、入院、通院とも多少の自己負担はございますが、全団体とも無料化となっております、そのうち、本町と同じく小学校6年生までの入院のみ無料化が5団体、小学校6年生までの入院、通院の無料化が5団体、中学3年生までの入院のみ無料化が2団体、中学3年生までの入院、通院の無料化が3団体と本町より制度を拡充している団体が10団体となっておりますが、千葉県では、現在の補助制度では、小学校就学前の幼児の入院、通院を補助対象として所得制限や一部自己負担制度を取り入れながら、小中学生の医療費については、補助対象としていないのが現状でございます。

しかしながら、千葉県においても新しい知事の政策といたしまして、この補助制度の見直しをする方向で、現在検討をしているところでございますので、千葉県の補助制度見直しの動向を見据えて、本町でも前向きに検討してまいりたいと考えております。

1番目の質問は、以上で終わらせていただきます。

次に、2番目の質問の国民健康保険の資格者証世帯でも高校生3年までは保険証を交付する考えがないかについてでございますが、既に御存じのとおり、本年4月より国民健康保険法の一部が改正をされまして、有資格者証世帯の小中学生については、全て、短期被保険者証を交付することとなりました。本町でも既に交付をしたところでございます。

ご質問の高校生までとのことでございますが、法令上、高校生は一般の被保険者と同等の

取り扱いとなっておりますので、短期被保険者証の交付は、国に準じて交付する考えは、ございません。

しかしながら、資格者証世帯の方から家族が医療を受ける必要が生じた旨の申し出がなされた場合は、世帯主が保険税を納付できない特別な事情に準じて届け出でをいただき、短期被保険者証を交付をしております。

次に、3番目の質問であります。外国人であっても、健康保険証やお金がなくても無料低額で医療にかかる無料低額診療事業を夷隅地区の医療機関に実施を依頼する考えについてのご質問でございますが、国民健康保険法第5条の規定に、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする」と規定をされておきまして、社会保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給世帯の方を除きまして、国民健康保険の被保険者とされております。

ご質問の外国人につきましては、昭和61年4月より国民健康保険法施行規則によりまして、外国人であっても外国人登録法に基づく登録を行って、入国時に在留期間が1年以上である方については、国民健康保険の被保険者として対象になり、保険適用にて医療を受けることができます。無料低額診療事業につきましては、病院等が実施主体となり、社会福祉事業法により、県の許可が必要となる事業でありまして、ホームレスやDV被害者の対象となる事業でございますので、当面、医療機関に実施を依頼する考えはございません。

次に、4番目の新型インフルエンザ対策、どうなっているかのご質問でございます。既にテレビ、新聞等の報道でご承知のこととは思いますが、4月中旬にメキシコ及びアメリカを中心に発症をした新型インフルエンザですが、4月28日にWHOにおいて、継続的に人から人への感染が見られる状態と宣言をされ、国内感染を防ぐための水際対策がとられましたが、5月16日に関西地区にて感染者が発見され、徐々に国内に感染が広がってまいりました。

千葉県におきましては、4月下旬に対策本部が設置をされ、発熱相談センターの設置や発熱外来の医療機関の指定等を行ってきました。本町におきましても感染予防対策の一環といたしまして、5月の連休前に防災行政無線にて発熱時の対応や帰宅時の手洗い、うがいの敢行等の周知を行うとともに、役場の玄関前、出張所、中央公民館などの公共施設に感染予防ポスターの掲示、5月中旬に町関係課によります対策会議を開催をし、当面の感染予防対策等を協議をし、5月下旬に町広報誌の配布と同時に感染予防対策等のチラシを配布をさせていただきました。町民に周知をしたところでございます。

なお、この感染症対策につきましては、県の事務ではありますが、町としては、日々対応

方法や対策が変わることから、夷隅健康福祉センターや医師会等関係機関と綿密な連絡をとり、今後も対応をしてみたいと存じます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 子供の医療費、中学3年生までというのは、今の段階では若干、町長の答弁の中にありましたように、先進的ではありますが、ここにきてからずっと停滞しているように思われます。知事も、それから首相も中学3年生までの医療費はというようなことを言っております。町長答弁で県の動向を見てと、相変わらずの決まり文句が出ました。県の動向を見てではなくて、住民の要望、住民の安心感をどこの町よりも早く与えていただきたい。私は、そういう思いで県の動向を見ずとも、早速にやっていただきたいと思います。

いかがでしょうか。もし、中学3年生までやるとすればいくら必要なのか、試算はしてあるのでしょうか。その試算をした上で、それがとてつもない数字だったら、また別ですけども、何とかなるのではないかと思います。

2つ目の国民健康保険の資格者証、高校生まで出せという要望です。高校生は一般と同じだとう答弁は、中学3年生までは保険証を出せとお願いしたときにも、中学生、小学生といえども同じ扱いだという答弁がありました。国のほうが余程考えは真っ当ではないでしょうか。児童福祉法では、児童というのは、18歳未満をいいます。大体高校生までそれに当たります。国の法律が児童を高校生、18歳までとしている以上、高校生は一般と同じだとは思えません。もしも、高校生、担当課に聞きましたが、対象となりそうな年齢の子供たちは7名いらっしゃるそうです。これが高校生かどうかわかりませんが、18歳未満で資格者証の家庭は7名だと。いつも言っているんですけども、病気になったから保険証をくださいと言っても保険証を出します。だけれども、高校生までは健やかに育てようよということで、前もって保険証を与えることとどう違いがあるのでしょうか。町民としてみれば、安心感、それから町、町政への信頼感という点で高校生までは行政で、社会全体で健やかに育てようよという気風を定着させるほうが、これから先の人づくりのためにも私はずっと有効だと思います。

それから、3点目の無料低額診療制度で、医療機関に依頼するつもりはないという話でした。今、この制度を行っている医療機関は全国でいくつあって、県内にいくつあるのか、県内の場合は、その所在地も教えていただきたいと思います。

この件については、病院が多少、赤ひげ的な自己負担、身銭を切る場合もあるかもしれま

せんが、行政としては予算措置のない制度だと思います。いろいろ、町長の答弁の中では、ほとんどが国保で吸収できるから必要ないということでしたけれども、ホームレスの人とか、DV被害者については、自分の所在を明らかにしない、保健証を持っていないという人がほとんどだと思われます。この近くにいるかと言われたら、ホームレスについてはちょっとわかりませんが、DV被害者はいらっしやいます。そういう点では、使う使わないは別として、やはり医療機関に依頼しておくことは必要ではないかと思ひます。

インフルエンザ対策ですけれども、町外の関係機関との連携は済んでいるようですが、町中の対策本部だとか、あるいは流行時の各課の役割の連携だとか、国のフェーズレベルとの対応だとか、それからそういうのもやはり明らかにしていくことって必要ではないでしょうか。それから、インフルエンザ対策の備蓄の件はどうなっているでしょうか。お伺ひしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 初めの中学3年生までの医療費無料という考えにつきましては、後ほど担当課のほうから細かいデータを出していただければと思ひますけれども、本町でも県の動向を見て前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

その他につきましては、担当課のほうで答弁、補足をお願いしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、中学3年生までの医療費の無料化に関する小中学生の医療費のご質問でございますけれども、今のところ、大多喜町では、先ほど町長がお話ししたように小学校の入院まで助成をしております。小学生の通院がいくらかと、あるいは中学生の通院はいくらかというふうなご質問でございます。一応、国民健康保険を対象、うちのほうで把握できるのは国民健康保険だけでございますので、国民健康保険の医療費の割合で社会保険加入者の割合、受診割合を掛けまして算出した額でございます。あくまでも想定額でございますが、小学生の通院までの医療費につきましては、小学生だけですが、約880万ほど。中学生の通院につきましては、269万、約270万近くになると思ひます。中学生の入院でございますが、月のデータでございましたので、このデータがございましたが、小学生の入院と同額と考えると45万ほどでございます、新たに中学生までの追加となると、約1,200万ほどの財源が必要になるのではないかなというふうに解釈しております。

それと、2つ目の無料低額診療事業のことでございますけれども、全国の数そのものは把握はしてございませんけれども、許可されている施設が東京とか、京都の都市部に集中をし

ておりまして、施設の低額無料施設がない県はですね、青森県、秋田県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、高知県、愛媛県、佐賀県、沖縄県の10県です。

県内の施設はというふうなご質問でございましたけれども、県内に4施設ございます。名称は申し上げますが、施設のある設置場所でございますが、匝瑳市に1か所、市川市に1か所、習志野市に1か所、佐倉市に1か所、以上でございます。

インフルエンザの備蓄の状況でございます。今現在、町で備蓄している、よくテレビでござらんになっていると思うのですが、防護服のセット、それがサイズ別にはありますけれども、全部で22用意してございます。そして、N95というマスク、これはマスクでも質のいいマスクが100個、一般用のマスク、これが900、あと消毒液とか、処分用の袋等、あるいはそれに携わる靴、シューズですね、それを100足ほど用意してございます。それが備蓄の状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 町長は、中学3年生までの医療費についてですが、県の動向を見て、前向きにとおっしゃいましたが、具体的にどういうことでしょうか。県が決めたら、そのあとを追ってやるのでしょうか。そういうのは、後追いというのだと思います。前向きの内容を教えてください。

保険証、答弁していませんよね。一般と同じではないと。児童法では18歳未満が児童だということですがけれども、答弁をもらっていないので、先にいただいてからにします。よろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 私のほうは答弁しておりますけれども、補足することがありましたら、担当課のほうでお願いをいたしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 数のことですかね。

（「町長答弁は高校生は一般と同じだから出す気はないと答えられたのですが、児童法では18才未満が児童だと中学生と同じ扱いだということですよ」の声あり）

それにつきましては、県からの通知、あるいは国民健康保険法の中で、中学生までというふうな限定がされております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 今、三度目の質問の一つは、今言いました県の動向を見て、どのような前向きか、具体的に言ってほしいということが1点。

県の通達なんて言っても、国民健康保険の事業主体は町ですから、町独自で子供を健やかに育てる、そういう観点に立てば、これは難しい問題だとは思いません。ペナルティを親の経済事情によって子供に追わせるのは、私は残酷なことだと思います。何としても、この7名の人たちに、子供たちにも保険証を与えてください。

無料低額診療ですけれども、既に県内でもやっている所がある。必ずしも都市部とは限らない。こういう既にやっているところの住民と、この房総半島の半ば、もっと南、太平洋に近いほうの人たち、こういう点でも格差ができるというのは、やはり、安心して暮らせるということとは、ほど遠くなると思うんですね。どこに暮らしていても安心して暮らせるようにするのが行政だと思います。

この件について、共産党の参議院議員の小池さんが質問しておりまして、麻生首相の答弁が戻ってきております。県の自治事務なので、かつて国がいろいろ縛りをかけたけれども、この制度そのものは必要だというふうに答弁しております。この質問書と答弁書については、課長にお見せしたことがありますので、また、改めて見ていただきたいと思いますが、本当に病気になったときとか、お金がないときとか、安心していただけるのが、政治の技量だと思うんです。私は、大多喜町及びこの夷隅地区がそういう地域になるように、安心して暮らせる地域になるように、頑張ってもらいたいと思ひまして、再度、しつこくお願いしたいと思います。

インフルエンザの件については、また近いうちにやりたいと思いますので、この3点についての答弁をお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 医療費の無料化についての最終的な町長のご判断は、町長のほうからお願いしたいと思うんですが、まず保険証の関係でございます。これは先ほど申し上げましたけれども、国民健康保険法がこの21年4月1日に改正をされまして、中学生までと、中学生以下というふうなことで限定をされておりますので、それにあわせまして、町のほうでも保険証でありますけれども、そういう法律のもとに施行しているところでございます。

そして、低額無料の関係でございますけれども、先ほど野中議員さんからおっしゃっていただいたことですが、一応、ご承知かと思うのですが、この低額無料診療施設を認可する上での、認可はおっしゃるとおり千葉県自治事務でございます。それで、必須条件としまして、生活保護者の医療を10%以上やっているとか、あるいはソーシャルワーカーが必要だとか、必須要件が4点ほどございます。夷隅地区の医療機関でできるとなると、夷隅医療センター、旧国吉病院であろうかと思うのですが、そこでは、生活保護世帯の診療を10%に満たないというふうな状況で、この必須条件に該当しないというふうな状況でございます。

しかしながら、夷隅郡市内で必要だというふうなことではございますけれども、この必須条件をクリアしないと、県に許可をしていただけないのではないかとというふうに我々は考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 中学3年生までの医療費を無料にする考えということではありますが、県の補助制度の見直しの動向を見据えてということは、新しく知事が誕生したことでありまして、非常に意欲的に取り組んでおる政策もございますので、そういう期待感を込めて言っただけでありまして、もし県がそういう事業が、現在のままだとすると、町独自で前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 質問は、これで三度目ですが、意見として。町長の町独自で前向きに考えるというのを、私は大変な期待感を持って受けとめました。よろしくお願ひいたします。

病院の件については、情勢も違っているという麻生首相の、ちゃんと答弁書の中にありますので、勝手に要件がクリアできなければと決めつけるのではなく、できるだけ当たって砕けろでがんばっていただきたい、そう思います。

その次にいきます。

防災無線の有効利用についてです。防災無線にかわってからサービスが悪くなったという声が町民の中から聞かれます。今、雑壇に座ってらっしゃる課長さんたちは、私どもよりも、皆さんお若いので、日頃また文字を読むことにお慣れですから、なかなか理解していただけないかもしれませんが、高齢になると、ものを文字から理解、あるいは記憶するということが、次第に不得手になります。今までのオフトークはややサービス過剰気味でした。でも、

安心感がありました。

防災無線にかわってからは、素っ気なさ過ぎてサービスが本当に悪くなったなど、私も思います。内容の改善を求めたことがあります。そうしたら、町の職員の方は、防災無線だからできないんですというお答えが戻ってきました。電波法の縛りがどの程度のものかはわかりませんが、柔軟に対応して住民の利便を図っている自治体は、多いように見受けられます。たまたまよその地区に行って、防災無線などが聞こえるのですが、大多喜の現状は、非常に特異だなど、特別だなどという印象が免れません。

よその自治体で柔軟に対応しているので、大多喜町でもできないことはないのではないかと思います。よそと同様に有効利用をして、役場や議会等の情報提供の幅を広げる考えはないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 防災無線、住民サービスの向上についてということですが、防災行政無線は、平成20年4月1日からその運用を開始いたしまして、今年で2年目を迎えました。防災行政無線は、人命及び財産の保護、治安の維持、気象通報、または公共の業務を遂行するために、開設をする無線局でありまして、その特徴は、日常の広報活動や、災害時の緊急連絡を広く早く、正確に伝達することができるため、地域住民の方々に対して、町からのお知らせや非常災害時の緊急放送等のお知らせをしております。そして、この放送を行うに当たりましては、いくつかの原則がございます。

1番目に、必要のない放送を行ってはならない。2番目に、放送に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。3番目、放送を行うときは、放送の出どころ、出所を明らかにしなければならない。4番目、放送は正確に行い、誤りがあったことがわかったときは、直ちに訂正をしなければならないこととなっております。

野中議員さんからのご質問の町からの情報提供の幅を広げる考えはないかというご質問でございますが、先にご説明をいたしました防災行政無線の特徴を活かして、無線の免許を受けた範囲内で有効活用をしてまいりたいと考えております。

具体的には、役場からのお知らせ、イベント、議会の傍聴等の情報提供はできるのではないかと思いますので、効果的な情報提供ができるよう、職員に周知徹底をしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。要望の中につけ加えたいのですが、放送技術

の向上というものも入れてほしいと思います。それと、担当課、放送内容によってアナウンサーが違うのですが、それも聞く一方の者にとっては、ちょっとトーンが変わったりして、ぎくしゃくします。できれば、専属アナウンサー、1人の、その1回の放送については、1人の方に初めから終わりまで通してやっていただけたら、もっと聞きやすいのではないかなと思います。その辺の考慮もしていただけませんか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 確かに、防災無線になりましてから、いろいろ町民の方からサービスが低下したといいますか、放送が少なくなっているのは事実ですから、そういうお言葉も確かに聞いております。

防災無線、やむを得ずこういう形をとったわけでありましてけれども、先ほど町長が申し上げた縛りといいますか、4つほど縛りがあるわけですが、そういうものの中でですね、できるだけ幅広く対応していきたいという考え方を持っております。

確かに、去年の4月からですから、スタートしたばかりということも言っておられませんけれども、できるだけそのような形に沿っていきたいというふうに考えておりました。確かに区長さんからもいろいろな意見、出されるのもさまざまでありまして、非常に多いという人もいますし、今の防災無線の状況でもいいという方も確かにあります。でも、せっかくなかった投資をしてつくった機械でありますので、できるだけ効率のいい放送をしていきたいというふうに考えております。

それで、専属のアナウンサーということでもありますけれども、確かにこの4月から今まで企画商工観光課のほうで専属を置いてやっていたのですけれども、いろいろ今の段階で、試験的なこともありますけれども、専属を置かないで担当課で確かに放送を流しております。それで、課が変わると人がかわったというのは、非常に聞きにくいというところもありますけれども、どなたでもできるように、今、試験的にもそういうことを兼ねてやって、皆さん方の反応を見ながらですね、聞きやすいような方法も検討していきたいというふうに考えておりますけれども、なかなか現状では、行革の問題等もありまして、人を減らしたりもしておりますので、すぐというふうに行くかどうかはわかりませんが、皆さんが聞きやすいようにですね、アナウンサーの技術を磨いていくのも総合的に対応して、そういう対策をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 試行錯誤をしながら、やってらっしゃると思いますけれども、行革でおっしゃいました。行革で住民サービスが悪くなるようなのは、行革の目的ではないと思います。行革によって、住民サービスを向上させるということを肝に銘じていただきたいと思います。

聞きやすい、本当に役に立つ防災無線、特にひとり暮らしだったりする高齢者家庭にとっては、防災無線というのは、もしかしたら、ローカルの情報を得るたった一つの手段になっているかも知れませんので、充実させていただきたいと思います。

次にいきます。農地法の変更が国会に上程されております。衆議院では一部修正されて、自民、公明、民主の各党の賛成で可決され、今、参議院の審議待ちになっています。この法案は農村にとって、非常に重要な意味合いを持っている法案だと思われませんが、マスコミ、新聞、ほとんど報道をしていません。

この法案は耕作放棄地の、要するに遊休地と申しますか、効率的な利用を口実に、農地は、その耕作者自らが所有することを最も適当であるとする、耕作者主義と呼ばれる今の農地法ですけれども、耕作者主義を放棄して、利用権の自由化で、儲け本意の企業による農業経営支配を招くものであり、いずれは今、日本の農業のほとんどがそうだと思いますが、家族経営中心の今の農業を解体し、食糧自給率の向上や環境保全などに重大な障害を持ち込む。さらには、農地の企業所有に道を開くものとして、専門家や関係者から懸念が出されています。衆議院では、この懸念から一部修正案が出されたほどです。

私どもは、衆議院の場合、農水委員会に議員を出しておりません。私ども日本共産党は廃案を求めています、町としては、いかような対策を考えているのか、伺いたいと思います。廃案になってしまえばいいのですが、今、政府与党、自民、公明のすることは、一発で国会を通してしまふ、ということをやっと続けてやっております。私どもが若いときの国会というのは、自民党だけで数が足りても、何度も何度も出しては引っ込め、出しては引っ込めをしていましたが、最近の、特に公明党が政権に入って以来、数の暴挙を国会は続けておりますので、廃案になることを願いつつ、やはり、対策を求めたいと思います。

それから、もう一点ですけれども、今回のこの農地の利用権の自由化について、農地の貸借の許可とか、利用状況の監視を農業委員会に課しておりますが、この機能を農業委員会が十分に果たすためには、委員の技量が高まらなければならないと思います。単純に農家のおとっちゃんでは対応していききれないのではないかと思います。そして、その技量の研鑽が必要です。あるいは、法案の中に農業委員会の業務として、新たに加えられた業務利用状

況の監査など、農業委員の業務従事の時間が長くなるのではないかと思われますが、そのための保障が必要ではないかと思えます。農業委員会は、弱体化の傾向にありますけれども、農業委員会強化のための財政的に保障を町はしていかなければ、対策がとれないのではないかと思われます。財政的な保障をする考えがあるかどうか、伺いたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 農業行政についてということでございます。我が国の農業をめぐる状況を見ますと、担い手の高齢化の進展、また耕作放棄地の増加などの問題が各地で深刻化をしてくております。

このため、今回の農地法の主な改正は、所有から利用への転換を図り、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念のもとで、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権につきましては厳しい規制を維持しつつ、利用権については規制を見直すということであります。

野中さんのご指摘のとおり、今回の改正で、農業生産法人以外の法人に農地の賃貸権等の設定を可能とするものでありますが、農地の集団化、農作業の効率化等、地域におきます総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがある場合には、農業委員会は許可しないとの要件を新たに設け、地域における農業の取り組みを疎外するような権利取得を排除できることとなっております。

また、農地の貸借につきましては、農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除する旨の条件を契約につけさせることによりまして、農地の適正な利用を担保することができるものと考えております。

農地法の改正は、5月8日に衆議院で可決され、現在参議院におきまして審議されておりますが、可決をされれば、施行は恐らく12月頃になろうかと思えます。その間、関連法規等が整備をされまして、今後、県・市町村に関連法規等の詳細等が明らかになると思えます。それに伴いまして、農地の権利移動や貸借など、県の事務要領等も見直されることと思っております。

本町といたしましては、それらに基づきまして、今後も適正に事務処理を遂行してまいりたいと考えております。

2つ目の農業委員会答弁でございますが、本町の農地転用件数は平成16年度が37件、また20年度が23件で、年々減少傾向にございます。農業委員1人当たりの取り扱い件数も同様に減少傾向にございます。また、利用状況の監視につきましても、農業委員会事務局では、従

来より農業委員さんに受け持ちの地域を毎月最低1回、農地パトロールをお願いし、事務局でも同様に実施をしております。

ご指摘の財政的な保障についてでございますが、今のところは特に考えておりませんが、今回の農地法改正の影響等、今後の状況を見据えながら対処したいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） とっても大きい問題なんですけれども、さっきも申し上げましたけれども、この農地法の改正というのは、農民から出てきた問題ではなくて、財界から出てきたところに、やはり本質を見抜く。マスコミなどは、全く口を閉ざしているけれども、大多喜町のような農村にとっては、大きな影響を持つ問題だと思うんです。どういうふうに言っているか、本当によくわからないんですけれども、この農地法の問題、農業委員会がいくら監視しても、貸借関係は農家と農外企業になるわけですから、農家が本当に問題の本質をつかんでいないと、農村をめちゃくちゃにされてしまうのではないかと思うんですね。

住民というか関係者への周知、そういうものについては、どんなふうに対応されるのでしょうか。そのところにかかっていると思うんですけれども、問題点はどこかというのを言ったら、私の持ち時間が過ぎてしまいますので、ここでは逐一申し上げませんが、安全で安心の食糧を供給するという農業を守るために、やはり町がしゃかりきになって、今、活動しなければならないと思うんです。どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） それでは、野中さんのご質問に答えたいと思います。

確かに今回の改正は、財界から出たものだと思っております。農地についても耕作者が大事だということは間違いなく思っております。

しかしながら、大多喜町だけではないと思いますが、全国的な問題だと思いますが、担い手の高齢化、あるいは、そういうものの問題で、耕作放棄地が増加し、ということは現実問題としてあるのだろうというふうに思っております。問題は、その耕作放棄地をどう解消していくって、農地として復元をして、利用していくかということだと思います。その利用方法については、今、野中さんのご指摘のとおり、耕作者が所有して、耕作ができれば一番いいのかなというふうに思っております。

町としましても、その基本的な考え方はそのとおりでいいのだろうというふうに考えております。ただ、そのまま推移していきますと、当然、高齢化あるいは担い手不足というこ

とで、自然とその耕作放棄地もふえていくだろうという懸念も一方ではある。そういうことだろうと思います。

野中さんのご指摘の、心配されている企業の参入によって、その農地が企業所有にされてしまうというようなことも確かに懸念されることだろうと思いますが、そう悪質な企業ばかりではないというふうにも考えております。それはというのは、食の安全、安心、そういうことで、最近の企業の中には、スーパー、あるいは外食産業等々、自前で作物をつくって、それを販売したり、それで信頼を得ているという、そういう企業も多いのだろうというふうに思っております。議員ご指摘のように、そういう優良な企業ばかりではないというふうには思っておりますけれども、そういう優良な企業もあるということでございます。

一番、さっきのご指摘のとおり、啓蒙を農民にしていってどうかという部分でございませうけれども、町としましても、あるいは農業委員会等としましても、その辺については、十分、折を見て啓蒙をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 確かに、スーパーとか、そういうところが直接やったり、あるいは土建屋さんが雇用問題、暇なときに農耕するというのもありますけれども、例えばトマト栽培をするからといって、法人に貸したら産廃と残土を持ってきて埋めて、アルカリ性の土壤にされてしまって、どうしようもないというような、こういうのもあるわけで、本当に町を挙げて、大げさのようではございますけれども、町を挙げて、この農地法の改正、私に言わせれば改悪について、学んでいかなければいけないと思います。

積極的な町民への周知をお願いいたしまして、これで、終わらせていただきます。大変不十分でしたけれども、ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございませうけれども、ここで10分間休憩したいと思います。

（午後 2時25分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時36分）

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、10番、藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 私は、平成21年6月の定例本会議におきまして、町政に対する一般質問をさせていただきます。

初めに、今回、政府与党が決定しました経済対策に含まれておりますスクールニューディール構想に高い関心が寄せられております。この構想が注目される背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革する視点が含まれているのであります。同構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を推進させようとするものであります。

具体的には、公立校を中心に太陽光発電パネルの設置などで、エコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT環境などを整備しようとするのが狙いであります。こうして、今回の学校が21世紀にふさわしい学校へと大きく進化することが期待できるものであります。

文科省は、これまでも安全・安心な学校施設の確保に向けて、校舎や体育館などの耐震化を進めてきましたが、これをさらに加速することが大きな柱の一つだと言われております。各施設の実施に当たっては、地方自治体の財政負担分が大幅に軽減する臨時交付金が設けられました。このため、財政状況の厳しい市町村などで、滞りがちだった公立学校の施設の整備、改修が一気に進むことが期待をされております。

このような国の施策の実現に対しまして、本町として、また教育委員会として、この構想をどのように理解をして受け入れようとしていられるのか、基本的な見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） それでは、藤平議員さんのご質問にお答え申し上げます。

スクールニューディール構想につきましては、校舎、体育館等の耐震化、それから太陽光発電等の自然エネルギーの利用を初めとしたエコ改修の抜本拡大等、先端技術といいますか、ICT機器等を駆使したわかりやすい授業を展開するというふうに理解しております。

さらに3年間の構想で、初年度分の経費としておよそ1兆1,181億円が国の補正予算案に盛り込まれているようでございます。これにより、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実を目指そうとするものと理解いたしております。

本町の対応といたしましては、耐震化につきましては、大多喜中学校屋内運動場の改修工

事と西中学校屋内運動場の耐震補強工事を予定いたしております。

エコ化につきましては、太陽光発電システム等の設置につきまして検討いたしましたが、維持管理と償却期間経過後の更新等の面等にまだ多少の不安がありますので、社会の情勢がエコ化の方向に向いておることと受けとめ、今後検討してまいりたいと思っております。

I C T化につきましては、デジタルテレビが使用可能な電子黒板を小学校5校と中学校2校にそれぞれ各1台と、中央公民館にデジタルテレビを1台配置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 10番、藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 日本において、現在、太陽光発電が導入されている公立小中学校は1,200校あり、スクールニューディール構想では、まずこの10倍に当たる1万2,000校への拡大を目指しております。太陽光発電のクリーンエネルギーの導入効果は、CO₂や電気代が大幅に削減ができる、災害時には非常用電源としても使え、学校の防災機能の向上にも期待ができると伺っております。

学校体育館においては、災害時の緊急避難所にもなる場所であります。町としても、住民にとっても安心、安全な地域の防災拠点としての機能の強化のためにも、真剣に太陽光発電導入などのエコ化の推進の取り組みをされるべきだと思います。

先ほど、大多喜中と西中の耐震化ということを伺いましたけれども、太陽光発電導入のこの考えは町としてはないのか、もう一度お伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） 全くないというわけではございませんが、それにつきまして、本日、県教育庁におかれまして、文部省から直接説明に来ております。県の総合教育センターで説明を受けにっておりますが、差し当たっては、校舎の耐荷重というのでしょうか、そういうものとの構造計算の上に立たなければ設置が、ここで、はいわかりましたというご返事を申し上げるわけにはまいりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番、藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 今回の国での補正予算は、政府が未曾有の経済危機に対応するために盛り込まれたものであるため、市町村など、各自治体など学校の施設整備を改善する絶好のチャンスだと思います。特色ある学校づくりや教育環境を改善するためにも教職員や保護者、子供たちの意見や要望等を集約していただきまして、授業の充実など大いに役立てて

いただくことをお願いしたしまして、この質問を終わります。

次に、子供を取り巻くネット環境について、質問をいたします。

文科省が本年1月から3月まで実施をいたしました学校裏サイトに関する調査は、改めて問題の難しさを浮き彫りにいたしました。そもそもいじめは、非常にみつけるのが困難で、見極めにくい側面があります。これがネット上で行われた場合、解決は一層困難になります。これまでのいじめは、被害者と加害者を物理的に引き離すことにより、解決に結びつけることもできましたが、これがネットで行われた場合、物理的な距離は無関係となり、さらにネット特有の匿名性から直接関係のない生徒までも呼び込み、いじめを増幅させかねない危険性があります。しかも、親も教職員の側もその危険性にまるで気づいていないというのが現状でございます。

以下、少々込み入った話をさせていただきますと、現代の子供を取り巻くネット社会には、大人の側が絶対に知っておかなければならない有害、あるいは有害になる得るツールやサイトがあります。1つは、プロフサイトです。これはプロフィールサイトの略で、自己紹介をネット上に記載いたします。そこに、子供自身を実名を載せてしまったり、自らの写真、その写真についてもいろいろな写真があるわけですが、そのような写真を載せてしまっ、トラブルが生じたりします。このプロフサイトは、子供たちの出会い系サイトだという見方もございます。

第2に、プリクラ、写真投稿サイトがあります。これも、写真掲載にかかわるトラブルでございますが、ここでは、自らの写真だけではなく、当然、他人の写真の掲載もあります。

第3に、自殺・犯罪非難サイトがあります。最近、大麻などの取引サイトも出てまいりまして、非常に注意をしなければならないサイトです。

第4に、ブログや個人のホームページです。子供自身が安易に個人情報を載せてしまい、トラブルに巻き込まれたりしております。

第5に、出会い系サイトそのものがあります。警視庁は、昨年7月から9月までに出会い系サイト関連の241件の事件で被害に遭った方が18歳未満の児童206人の聞き取り調査を発表いたしました。それによりますと、実際に10人以上の相手に会ったと答えた子供が約2割です。そのほかにも、危険と思われるサイトが数多くあると伺っております。

文部科学省の今回の調査によりますと、ネットいじめの温床となっている学校裏サイトは、全国に3万8,000件あるとのこと。研究者の中には、そんな数ではなく、ほぼ全ての学校にあるという人もおり、恐らく、そのとおりだろうと思います。

このような、既に社会問題化している学校裏サイトやその周辺のネット環境の最も深刻な点は、大人が知らないという一点にあります。子供のことは親が決めるべきだというのが基本中の基本ではありますが、その親が肝心な情報を何も知らないのが問題の根幹であります。携帯を持たせたのは、あくまで親の判断であります。学校裏サイトの問題は、実は学校の問題というよりも、むしろ親の問題なのでしょうが、それも踏まえた上で、教育長にお伺いしたいと思います。

サイトやツールの危険性、あるいは問題点を町教育委員会としてどう認識をされているのか。また、本町での現状をお伺いいたします。現在、町内中学校で、携帯電話を持っている生徒は何人ぐらいいらっしゃるか。また、学校全体の生徒数の何%になるのか、その辺をお伺いいたしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） それでは、藤平議員さんの子供を取り巻くネット環境についてというご質問でございますが、今日の子供たちがインターネットへのアクセスに使用する機器は、ほとんどが携帯電話とのことです。平成21年5月15日に文部科学省が公表した子供携帯電話の利用に関する調査の結果のポイントによりますと、1日平均のメール送受信数50件以上について見ると、小学校6年生が2.4%、中学2年生が19.5%とのことです。

また、子供たちは携帯電話を通話機器としてではなく、インターネットを活用するための機器として活用しているとの実態を保護者は認識していないとのことです。

また、インターネットを使えない機種、設定にしているか、フィルタリングを使用している割合は、全国調査で、小学校6年生が63.3%とのことです。本町で見ますと、所持率は、小学校4年から6年生で7.7%、中学1年生で31%、中学2年生で37%、中学3年生で52%という状況です。フィルタリングについては、小学校6年生で42.9%という状況です。これは、5月25日に調べました。ネットにかかわるトラブルは、メールのやりとりや掲示板への書き込みによる誹謗中傷に単を発するいじめ、自殺、傷害事件、殺人未遂事件等も発生しているとのことです。さらには、性的非行への発展も心配されるところです。

本町では、学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止としております。通学時の安全確保の面の理由により、保護者から届け出があれば、許可しております。教育委員会としては、学校と家庭が連携をとり、親子間のルールづくりを進め、学級活動等で携帯電話の使い方や怖さを指導するよう、今後も指導してまいりたいと考えております。

ちなみに、昨年度は西中学校におきまして、家庭教育学級で親、子どもとも勝浦警察署の

防犯課の指導を受けております。また、大多喜中学校でも毎年、そういうような関連の調査や、あるいは全校集会、学年集会等で指導をしており、本年度も指導する予定でおります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番、藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 昨年、文部科学省は、全国の小中学校に児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則として禁止するルールを策定するよう通知し、学校での取り組みの徹底に乗り出しております。今、教育長のお話によりますと、本町でも禁止ということで、安心をいたしました。

今のお話によりますと、携帯電話を持っている生徒は3年生が半分以上ということのを伺いまして、しかし携帯電話の校内持ち込みを禁止したからといって、携帯電話をめぐる教育上の問題が解決するわけではございません。携帯電話の一番の問題点は、子供を有害情報からどう守るかにあると思われまます。

本町での今年度、平成21年度のさらなる取り組みを教育長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） 先ほどもお答え申し上げましたが、本年度も引き続き、昨年度と同様に、ことはより保護者のほうに働きかけてまいりたいと存じております。

○議長（野村賢一君） 10番、藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 便利な携帯電話でございますが、子供にとって安全を脅かす道具となる場合もあるということと、有害になるサイトやツールの危険に子供たちが巻き込まれないことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

最後に、学校敷地内への防犯灯整備について、お伺いをいたします。

最近、大多喜小学校の校門の前が暗いという父兄の心配の声が私のところに多く寄せられております。それを聞いて、私も先日夜、校門の前に行ってみました。本当に暗いなと思いました。安全対策のためにも校門前に防犯灯の設置が必要と考えますが、町での考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） それでは、学校敷地内への防犯灯の設置ということでございますが、お答え申し上げます。大多喜小学校における学校活動の状況ですが、遅い下校は、部活動であると夏で午後5時、冬で午後4時までということでございます。さらに、大多喜小学校で

は、学童保育が行われておりますので、この学童及び保護者の下校が午後6時30分過ぎというところでございます。19年度に大多喜小学校入り口の整備を行い、学校敷地内への一般車の進入を禁止させていただいております関係上、正門の周辺が暗い季節があるとのことでございますので、校舎と城と門の景観を害さないような照明設備を検討し、設置してまいりたいと存じます。

○議長（野村賢一君） 10番、藤平さん。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

続きまして、あわせまして、学校敷地内にあります時計台の周囲も非常に暗いとの、やはりこれも父兄の声があります。この場所にも防犯灯の設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） それもあわせて検討してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 10番、藤平さん。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

◇ 正 木 武 君

○議長（野村賢一君） 次に、11番、正木武議員。

正木さん。

○11番（正木 武君） 通告に従いまして、2点ほど質問をさせていただきます。

1点目として、町の行政改革についてお伺いします。

国や県の地方行財政対策や景気の低迷が引き続く現在、町では大変厳しい行政運営を余儀なくされている状況と思います。このような中、町では安心、安全な福祉の充実をしたまちづくりの推進を図るため、簡素で効率的な行財政運営を目指し、平成17年度から平成21年度までの5年間を推進期間として、第2次行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組まれておりますが、これまで取り組まれた行政改革や、今後の方針等について、次の点についてお伺いいたします。

行政改革大綱に基づく改革実施状況と改革実施率、また、その効果はどのようになっているか。行政改革推進計画にある改革事項のうち、未達成となっている計画にはどのようなも

があるか。また、未達成となっているものがある場合、今後の取り組みはどのようにするのか。第2次行政改革大綱は本年度までが推進期間となっているが、次の行政改革計画にどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 正木議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町の行政改革についてということですが、3つに分けられて質問をされております。1番目の行政改革につきましては、御存じのとおり、平成16年度から第2次大多喜町行政改革大綱を策定をし、その推進を図るために行財政効率化推進計画を策定し、当初、83の推進項目及びその推進内容を定めまして、平成17年度から21年度までを推進期間といたしまして、現在、取り組んで、今年度がその最終年度でございます。

この行財政効率化推進計画は、国から平成17年に示されました地方公共団体における行政改革の推進のための、新たな指針により取り組まなければならない集中改革プランとしての位置づけもしております。行政改革の取り組み状況でございますが、毎年度終了後に「広報おおたき」、及びホームページで公表をしているところでございます。平成20年度までの実施状況は、計画項目86項目のうち、計画どおり推進したものは55項目、パーセントにしまして64%でございます。ほぼ計画どおり推進をした29項目、33.7%とあわせまして、合計97.7%となりまして、その効果額は平成16年度と比較した場合、2億6,675万5,000円と、当初計画の効果額2億6,062万円より614万5,000円の増となりまして、効果額で比較しますと、計画どおりとなっております。

次に、未達成の項目が2項目ありまして、1つ目が行政評価システムの導入であります。推進計画を毎年見直しながら導入に向けて検討しております。事業実施前の事前評価も含めまして、その評価方法などは複雑で、時間を要することから、計画期間内の実施は困難であると見込んでおりますが、第3次行政改革の項目として、引き続き推進をしていきたいというふうに考えております。

2つ目は、ISO14001の認証取得でございますが、担当課におきまして、その導入の効果について、検討を重ねてきたところでありますが、既に、認証取得をした近隣市町村、その更新手続をとりやめるなど、費用的な面と認証取得に要する労力から、その効果は相殺をされてしまうという考えで、現在、認証取得は行政評価システムを導入後、その事前評価におきまして対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、第3次の行政改革のスケジュールということですが、今年度中に庁内で組

織をいたします大多喜町行政改革推進本部内で、第2次大綱の見直しを行い、第3次の行政改革大綱の策定とともに、新たな推進計画を策定いたしまして、平成22年度からさらに推進を図っていく予定でございます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 11番、正木さん。

○11番（正木 武君） 実施率97%、また金額にして2億6,000万ということでございます。

これについては、評価したいと思えますけれども、先ほど2点ほど実現できなかったということは、これは計画案の中ではっきりうたってあるんですけれども、これはどうしていくつもりですか。これから5年後、22年からもう一度見直してやっていくことですか、やめるということですか。それをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今、全体的なことについては、町長から答弁があったとおりでございます、2点ほど未達成の項目があるということでございます。

1つは、行政評価システムの導入であり、もう一つは、ISO14001の認証取得ということでございます。今後の計画というところでありまして、これは21年度からの位置づけは、次の年からはどうだということも含めてお話をしたいと思えますけれども、この大綱は、今年度、21年度をもちまして、第2次の5か年計画は終了いたします。当初から予定しておりますように、第3次の5か年計画ですね、22年から5年間ということで、一段落をするという形で進めていくことを考えておまして、21年度については、今までできなかったものも含めて、十分、役場の中でも見直しをしてですね、どういう点がいけなくて、どういう点がよかったか、できるだけ皆さんで評価しあってですね、いきたいというふうに考えておまして、この2点についてもですね、どうしても行政評価システムというのは、非常に大切なことでもありますので、少しずつはやっているんですけれども、なかなか軌道に乗ってうまくいかないということもありますけれども、そういうものとあわせて、ISOのほうも、次の大綱の中でまた十分みんなで勉強しあいながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 11番、正木さん。

○11番（正木 武君） 次に、第3次の行政改革大綱が22年度から計画するというところでございますけれども、これは町職員、町民を取り入れてやっていくかどうか、お聞きしたいの

ですが。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） この第3次の関係につきましては、1次、2次とありまして、その前にですね、大綱といいますか、行政改革の大綱というのを示しておりまして、このときにですね、町民からの公募も含めた検討委員会をお願いして、基本的な方針は承認をいただいたり、協議をして進めております。それには、4つの方針ですね。住民と行政との役割分担の確立、財政運営の適正化、職員の意識改革、改革の実効性、継続性の確保及び公表ということで、皆さん方のご意見もいただいて進めてきたものでありますので、これが、最後の仕上げの5か年間ということでありまして、とりあえず、このスタンスは崩さないで、基本的な大綱は崩さないで、職員の中で、十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、それ以降になりますと町民の次の新しい大綱のときには、そういう皆さん方のご意見も入れていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 11番、正木さん。

○11番（正木 武君） 行政改革は、町の財政が年々厳しくなっていく中で、町民の福祉やサービスを高めていくためにも大変重要なことだと思います。職員の意識改革とあわせ、今後も積極的に取り組んでいただきますことを期待し、この質問を終わります。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。

都市と地方の地域格差是正や自分が生まれ育ったふるさとづくりなどの応援のために、寄附をするふるさと納税制度が昨年4月にできてから、1年余り過ぎますが、この制度に関して次の点をお伺いします。

1、現在、この制度による寄附金の状況は、どのようになっているか。

2、この制度を広く大多喜町出身者等にお知らせし、協力を求めるため、町ホームページで制度の案内等がされておりますが、さらに大多喜町出身者である著名な方々や同窓生などに機会あるごとに町長を初め職員、また町民が一体となって直接に協力を求めたらどうかと考えますが、いかがですか。

次に、何らかの事情で町外に転居し、町職員として勤務されている方もいると聞きますが、これらの職員にももちろん強制ではなく、この制度を利用した寄附の協力を求めることはできないのでしょうか。

3点ほどお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、ふるさと納税制度について答弁をさせていただきます。

1番目のふるさと納税制度による寄附金の状況はどのようになっているのかというご質問でございますが、このふるさと納税につきましても、昨年4月から国におきまして制度化をされたものでございますが、本町では昨年10月1日からスタートいたしました。現在までのふるさと基金は、3月24日発行の広報紙及び町のホームページで公表させていただきましたが、町内在住者2名で2万円、県内在住者1名、10万円、県外在住者2名、30万円で、計5名で42万円という状況でございます。

2つ目の大多喜町出身者であります著名な方々や同窓生などに機会あるごとに町長初め職員、また町民が一体となって直接協力を求めたらどうかというご質問でございますが、この制度につきましても、町民の皆様には広報紙によって定期的にお知らせをすると共に町外の方々にはインターネットによりまして大多喜町のホームページで常時寄附金の募集をお願いしているところであります。

今後は、さらにこの制度が町民の方々にも理解していただけるよう、広報紙だけではなく、各区長さんを通じまして、住民の方々にも周知をしていただけるよう計画をするとともに、町内の中学校及び高校等の同窓生の方々にもお伝えできるよう、関係団体等のご理解、ご協力をいただいで実現できるよう努力していきたいと考えております。

なお、著名な方の特定も難しいと思っておりますので、ともかく本町を離れまして、現在町外に住んでおる全ての者を対象といたしました寄附のお願いを呼びかけていきたいと存じます。

3つ目の町職員で、町外に住んでいる職員へ協力をお願いしたらどうかというご質問でございます。住んでいる場所が町内、町外を問わず、全職員へ制度内容や協力依頼を行っていききたいと考えております。

なお、このふるさと納税自体がふるさとへの思いを自発的に寄付という形で表すことであるため、強制的な対応はできたら避けたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 11番、正木さん。

○11番（正木 武君） このふるさと納税は、町にとっても納税者にとっても非常に有効的な制度であって、町の積極的な対応を図ることが必要ではないかと思っております。町の積極的な宣伝と対応をお願いし、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 次に、7番、吉野僖一議員。

吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 一般質問の通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、圏央道に接続する道路網の整備について質問いたします。

圏央道は、当初、平成20年度までに茂原まで開通ということですが、平成22年、1年延びまして平成22年度までに茂原長南、仮称インターまで開通予定とのこと、途中、市原南、仮称インターも設置し、アウトレットの商業施設やバスターミナル、特に高速バス利用でマイカー通勤者等の駐車場の整備も計画され、近隣市町村に与える経済波及効果が期待されます。

そこで、何よりも各インターに接続する道路網の整備が急務であります。現在、県道177号線、勝浦の興津から植野、弓木、田代、三条、中野の郵便局のところまでが県道177号線であります。その間も大分整備が進められておりまして、非常にいいのですが、ちょうど、中野から紙敷線のやまびこトンネルまでが町道ということで、できましたらこれを市原南インターまでの道路整備網のために、県と市原市との連携が急務と思ひまして、質問いたします。その点について、特に紙敷地区の区民、皆々様のご理解とご協力が必要であり、町道から県道に昇格するように県道175号線の延長を嘆願、要望する考えはないか伺います。

参考までに、市原市側のほうの関連の県道がですね、県道171号線、加茂長南線、県道172号線、大多喜里見線、県道173号線、南総月出線があります。町としてはですね、お金がかからない改革になるので、町の活性化になると思ひますので、ぜひ実現してほしいと思ひますので、町長は、いかがお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 吉野僖一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

圏央道に接続をする道路網の整備についてということですが、圏央道の整備につきましては、茂原長南インターチェンジまでは、平成22年度完工を目指して、現在、順調に進行しておりまして、このような新しい交通体系の完成によりまして、大多喜町を含めた地域経済の波及効果が大きいと期待をされるところであります。

吉野議員が要望されております町道の県道昇格に伴う中野から紙敷、やまびこトンネル経

由、仮称でありますけれども、市原南インターまでの道路整備につきましては、位置的なものを考えますと、大多喜町を縦貫しております市原南インターへのアクセス道路としての国道297号と、清澄養老ラインであります牛久から葛藤経由上植野までの県道の上に位置をしております、平行線となり、かつ近い距離にあることから、現時点では財政難等より、採択される可能性は厳しい、低いものではないかなと思われま。

また、現在国道297号及び清澄養老ラインは、随時改良等が加えられ、使いやすい道路へと変身をしつつありますので、代替案としてこれらの道路へのアクセスを容易にするために、東西方向の国道、県道等の早期整備を要望することが老川や西畑を含めました大多喜町から市原南インターへの時間的短縮にもつながるものと思慮されております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 7番、吉野さん。

○7番（吉野僖一君） すごく、町長さんの答弁は、正解というか、そういうことで、よくご理解はできるのでありますが、中野地先、きのうも中野駐在所のところを紙敷道から午前3時くらいだそうですけれども、車が居眠りだか、酔っぱらい運転だか知らないけれども、あそこの交叉線をまっすぐ突っ込んでしまって、テレビ組合の電柱にぶつかって止まったような交差点があるわけです。

かねてから、そこら辺も交差点で信号の設置等もお願いしておるんですが、やはり交通量が足らないとかということで、できれば中野紙敷の町道が県道になれば、信号機がですね、千葉日報に出ていたんですが、年間の信号機の設置件数が千二、三百と聞いております。そして、実際につくのが60基しか予算がとれないということで、なかなか要望してもつかないということで、何かお金がかからないことで、改革はできないかということで、これが実現できれば理想かなと思って質問させていただいたわけでございます。

町長さんの答弁は、重々わかるのでありますが、地域活性化ということを考えまして、特に老川の観光地の渋滞のときもそういうちょっとした道路アクセスで、その行って帰ってくるのではなくて、ぐるっと回れば、その渋滞も解消できると思うし、きょう言って、あしたこれが実現するものではございませんので、長期的に検討を願えればと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 答弁はいいですか。

○7番（吉野僖一君） ちょっとその件で、もう少し。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 地域の非常に熱意ということが十分わかると思いますけれども、機会あるごとに、先ほどの信号機等々も前からいろいろ要望しておるんですけども、なかなかつかないという実情もあります。また、地域の皆様方のお考えを聞いて、できれば、地域の要望が強ければ、県のほうに要望するなり、なんなりしたいと思いますが、現時点で財政的に可能性が低いなということをお答えを申し上げ、この質問の答弁とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 7番、吉野さん。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

質問の2番目ですね、少子高齢化社会の対応についてお伺いします。

ある独居老人より相談を受けまして、町は保育園や小学校、中学校は立派になっていいのですが、今度は私たちが入れる施設をつくってくださいと言われてきました。そこで、お伺いします。町の特別養護老人ホームの収容人数は現在80名ですが、現在の入所希望者の待機者数と今現在の町の独居老人者数を考えたとき、今後の対策、対応として増床計画と雇用の問題等を含めた計画が必要と思いますが、町の計画と考えはあるかないか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 次の吉野議員のご質問であります、少子高齢化社会の対応についてということで、老人ホームの件であります。現在、町の特別養護老人ホームには80名の方が入所をされております。平均在所期間は5年4か月でございます。利用申し込み状況は、平成19年度が37件、平成20年度が63件、本年度は現在8件で、今までに147名が待機をしております。この待機者の中には、他の施設への重複申し込みをしている方もおります。また、入所状況は平成19年度が10名、平成20年度が13名、本年度は今まで3名の方が入所しております。

千葉県福祉計画によります本年度の県内状況では、施設数が209か所、定員総数1万4,548名に対しまして、推定不足定員1,174名でございます。現在、本町での増床計画はございません。現施設は耐震診断等、大きな問題もなく、当分の間は設備修繕をして現体制を維持し、さらにその将来展望を見据え、十分検討したいと考えております。

なお、民間等の希望による老人ホーム、また老人施設等を大多喜町に建てたいということにつきましても、町としても積極的に誘致を今後してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番、吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 今、町長さんから民間会社のお話があったんですが、過日、人口問題のプロジェクトチームの中で、なかなか過去において町に申請が出ているのに、なかなか許可をしてくれなかったということがあったそうなんです、その辺と、あと先ほど調べてもらいましたが、現在、4月1日時点の65歳以上の独居老人者数はですね、585名、男性が185名、女性が400名。今後ですね、私たち昭和21、2年、戦後のベビーブームというか、そういう人たちが町内にいっぱいいるので、そういうことを含めてですね、もう少し前向きに検討を、雇用問題等を含めて町長さんにもう一遍、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 施設へのいわゆる拡充といいたいでしょうか、町が経営する特別老人ホームということは、現在の環境からしても、非常に厳しいのではないかと思います。これからは、おそらく民活を使って、ふえる需要に対して対応していきたいと考えております。

今までいろいろお話があって、なかなか実現できなかったことにつきましては、いわゆる異業種からの参入ということもありまして、なかなか、県とヒアリングや何かの関係をして、結果的に資金不足、あるいは保険医師等の対応等によって、なかなか話が進んでいかなかったのではないかと考えておりますが、町としても、今後できるだけ、民間事業者に対して門戸を開き、町の所有している土地等についても有効活用するためにも、この問題につきましては、できるだけ積極的に事業推進、民間事業者を利用しての事業推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番、吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 大変、前向きなご回答をありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、消防署の分遣所の設置について、お伺いします。

伝統ある消防団の活動は誇りに思っておりますが、現況と将来を思うとき、団員不足、この広い大多喜町に常設消防分遣、分署1か所では、一朝有事のときには不安でなりません。特に、西畑地区、養老溪谷のホテル、旅館のことを思うと、そこで若い人の雇用問題も踏まえて、中野地区、例えば中野駅周辺ですね。それか、老川地区に消防署の分遣所の設置を町民が強く切望していますので、前向きに対策、対応をする考えがあるか、ないかをお伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 消防署の分署、分遣所の設置ということですが、本町の消防事務につきましては、平成2年4月1日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合、消防本部を設置し、1本部、2署、4分署体制で、火災及び救急業務を主として地域住民の生命、財産を各種災害から守るため、活動をしております。

ご質問の西畑老川地区への分遣所の設置につきましては、広域市町村圏事務組合での事務となりますが、町長の立場ということでお答えをさせていただきます。

町内では、火災があった場合の広域消防本部、常備消防の体制でございますが、大多喜分署はもちろんでありますが、応援隊といたしまして勝浦消防署と夷隅分署から、それぞれ消防隊が出動し、消火活動にあたることとしております。

また、このほか町の消防団も当然、消火活動にあたります。平成19年度の夷隅広域常備消防負担金は2億2,611万2,000円で、平成21年度当初では2億2,822万1,000円を計上しております。今後は、消防、救急、無線、デジタル化も控えているため、経費の負担増が考えられます。本町では、近隣市町に比べまして、非常に広大な面積を有しております。確かに西畑、老川地区への分遣所の設置については望まれるところでございますが、このような状況の中で、分遣所の設置については、現時点は非常に難しいものと考えておりますが、機会を見て、関係市町と協議をしてみたいと考えております。

この問題につきましては、過去も再三ご質問をいただきました。先輩議員等々もこの質問に対して、いろいろいただきましたが、いかんせん、広域消防体制の常備消防に対する負担金が年々ふえる一方でございます。さらに最近では防災無線、救急無線のデジタル化も控えておるといことで、かなり各町に膨大な負担が課せられるやに伺っておりますが、この辺は千葉県町村会から宝くじ基金等のほうから捻出をしようといことで、現在、働きかけをして、何とか可能なものとなりつつございます。

そういうことで、町としてもやはり均衡ある町の住民のサービスということから考えますと、かなり広大な面積を持っている、特に西畑老川地区ですと、本部から来ても20分から30分、もっとかかる地域もありますけれども、一朝、有事を争う等につきましては、遅れをとることがありますので、今後の問題につきましては、広域で機会があるごとにお願いをしてみたいとは考えております。

○議長（野村賢一君） 7番、吉野さん。

○7番（吉野僖一君） はい、ありがとうございます。本当に町長さん、一生懸命やっているのは、さすがに町長さんで、有り難く思っております。

この間、先だって夷隅郡市防火安全協会の総会がありまして、消防長を初め、防火安全協会の会長の宍倉誠三さん等を含めまして、いろいろそういう案件に対して、お話ししたのですが、分遣所設置ということと、最低18名の消防署員がいて、年間1億8,000万円くらいかかるから、その吉野さん、分遣所の正式なあれはちょっと無理かなということで、合併当時にそういうことで推移しているので無理。ただし、救急業務、救急車だけの配備であれば、8名程度なので、将来的には可能になるのかなという疑問符であったのですが、その辺は、今後また町長さんに広域市町村圏事務組合の各首長さんとよく協議してですね、きょう言って、あしたできるものではございません。長年かけてまた努力が必要かと思っておりますので、一応、そういうことで、この件に関してはよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。

続きまして4点目、公衆トイレの設置と管理についてお伺ひします。

街並み整備事業も最終年度を迎えるに当たり、二、三質問があります。町の皆さんのご理解とご協力によりまして、房総の小江戸として日に日に観光客もふえつつあり、お城まつり等のイベントも定着してきていいと思ひますが、何か至らないところがありませんか。小公園はいくつかあっても、肝心かなめの公衆トイレがないので、早急に対応したほうがよいと思ひますが、いかがか。

養老溪谷や中野駅も、最近中野駅もシーズンになりますと、何社かの観光バスが利用に立ち寄るようになりました。この公衆トイレの管理状況はどのようになっていますか。今後の対策、対応をお伺ひします。

関連でもう一件、西畑地区、三条区の大塚山自然公園は、中山間整備事業の補助金と、区民皆様の手づくりで保守管理して今日に至っております。そこで、この春、女性の方々がハイキングに来て、よく整備されていて良かったと言ってくれました。が、トイレの件でちょっとねえと言われましたので、トイレが整備できるように祈念しましょうと言ってくれましたので、町の予算でできるか、できないか、お伺ひします。

参考までに、もしできるようであれば、茂原公園の公衆トイレが管理しやすく、いつもきれいで使いやすいので、一見の価値があると思ひますが、その点について、お伺ひします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 次の質問の公衆トイレの設置と管理ということでございます。

1点目の城下町内にトイレの設置がされていないというご質問でございますが、平成12年度から街なみ環境整備事業が始まりまして、トイレにかかる整備は観光本陣、また商い資料

館、忠勝公園の3か所に設置をいたしております。

なお、このほか、公衆トイレといたしましては大多喜駅がありまして、現在のところは、この4か所で十分に対応できるものと考えております。

次の2点目の、養老溪谷や中野駅の公衆トイレの管理状況ということでございますが、このご質問でございますが、養老溪谷の公衆トイレは常設では麻綿原、栗又の滝駐車場、また小沢又の遊歩道入り口、小田代集落センター、大田代、葛藤地先でございます。このほか、紅葉シーズンには、栗又の滝などに架設トイレの設置を行っております。

中野駅につきましては、平成6年度に整備をした駅トイレでありまして、鉄道利用者や観光客が利用しております。公衆トイレのほとんどが管理委託によって清掃を行っております。この清掃も週に2回行っております。また、トイレの形態もくみ取り式、水洗式及び水洗くみ取り式の3種類がございます。設置場所に対応した形をとっております。

今後の対策、対応でございますが、公衆トイレの致命的な問題といたしまして、毎日何人の人が利用するか、わからないことでありまして、トイレの処理能力の算定では、大変苦慮をしております。特に観光となると、観光客の多い季節と少ない季節との差があまりにも大きくなって、さらに対応が難しくなっております。

そこで、養老溪谷におきましては設置箇所、数か所ございますが、春と秋の入り込み客数から判断いたしますと、まだまだ不足傾向にございますので、今後、計画されていますやまびこセンターの設置にあわせて整備を考えていきたいと考えております。当面は、入り込み客の多いシーズンは、引き続き架設トイレで対応してまいりたいと考えております。

また、中野駅につきましては年間を通じまして、今後、利用者が大幅にふえた場合は、トイレの拡張も検討していかなければならないものと考えております。

次に、日常の清掃などの管理面の対策、対応でございますが、毎日清掃できれば最もよいわけですが、予算との兼ね合いもございますので、利用の多い季節には、清掃回数をふやして、少ない時期には清掃回数を減らすなど、トイレの状況を見ながら対応をするなどの検討をしてまいりたいと考えております。

また、中野駅につきましては最近、臭いの問題等もあるようでございますが、今後その状況を調査をいたしまして、言われているような周辺住民等に悪影響となっているようであれば、まず浄化槽の汚泥の引き抜きを第一段階として行っていきたいと考えておりますが、それでも改善が見られない場合は、環境衛生組合などの指導を受けて、考えたいと思っております。

次に、大塚山への公衆トイレの設置等についてのご質問でございますが、大塚山自然公園は平成18年度、19年度にかけまして地元三条区の要望により、県営中山間地域総合整備事業で整備をされました農村公園であります。三条区民の努力によりつくられた公園でもございます。

ご質問のトイレの設置につきましては、事業の計画段階で、事業主体の県、町、三条区の打ち合わせの中で検討されましたが、水の問題がございまして本事業での設置が困難であった経緯がございます。

中山間事業は、本年度で完了の予定となっております。本事業からの取り組みは難しく、また、水の問題、あるいは管理の問題などからトイレの設置は困難であると考えております。

現在、中途にある仮設トイレ、これは三条区の君塚達雄さんが、何かご自分でやられたということではありますが、都合によっては仮設トイレ等で対応、今後のお客様の数に応じて対応していければいいのかなど。

ただし、上の部分ですと、なかなか車が入ることが難しいもので、下もしくは、下のほうで仮設トイレでもつくってとりあえず対応するかということを考えようと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番、吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 町長さん、町担当者の前向きな姿勢に対して感謝申し上げます。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上をもって、質問終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回大多喜町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

これにて散会とします。

（午後 3時39分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成21年8月31日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 野 口 晴 男

署 名 議 員 藤 平 美 智 子